

## 令和2年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和2年12月9日(水曜日)

午前9時30分開議

第10 一般質問

○出席議員（10名）

|    |    |    |   |    |     |    |   |   |   |   |
|----|----|----|---|----|-----|----|---|---|---|---|
| 1番 | 須河 | 徹  | 君 | 2番 | 泉   | 愉  | 美 | 君 |   |   |
| 3番 | 工藤 | 弘  | 喜 | 君  | 4番  | 谷口 | 武 | 彦 | 君 |   |
| 5番 | 河端 | 芳  | 恵 | 君  | 6番  | 西森 | 信 | 夫 | 君 |   |
| 7番 | 山田 | 日出 | 夫 | 君  | 8番  | 余湖 | 龍 | 三 | 君 |   |
| 9番 | 仁木 | 義  | 人 | 君  | 10番 | 西山 | 由 | 美 | 子 | 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

|              |   |    |   |   |   |
|--------------|---|----|---|---|---|
| 町            | 長 | 菊池 | 一 | 春 | 君 |
| 副町           | 長 | 森谷 | 清 | 和 | 君 |
| 総務課          | 長 | 伊田 |   | 彰 | 君 |
| 企画財政課        | 長 | 篠田 | 康 | 行 | 君 |
| 町民課          | 長 | 元谷 | 隆 | 人 | 君 |
| 福祉保健課        | 長 | 谷方 | 幸 | 子 | 君 |
| 福祉保健課業務監     |   | 今田 | 朝 | 幸 | 君 |
| 農林商工課        | 長 | 大里 | 孝 | 生 | 君 |
| 建設課長・上下水道課長  |   | 渡辺 | 克 | 人 | 君 |
| 元気なまちづくり推進室長 |   | 坂井 | 毅 | 史 | 君 |
| 会計管理者        |   | 八鍬 | 光 | 邦 | 君 |
| 教育委員会教育長     |   | 林  | 秀 | 貴 | 君 |
| 管理課          | 長 | 高橋 |   | 治 | 君 |
| 子ども未来課       | 長 | 山本 | 正 | 徳 | 君 |
| 社会教育課長・図書館長  |   | 山田 | 洋 | 通 | 君 |
| 農業委員会事務局長    |   | 原口 | 周 | 司 | 君 |
| 農業委員会会長      |   | 細川 | 孝 | 雄 | 君 |
| 監査委員         |   | 平塚 | 晴 | 康 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長   |   | 森下 | 直 | 治 | 君 |

○職務のため出席した事務局職員

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長  | 山 | 内 | 啓 | 伸 | 君 |
| 議会事務局係長 | 吉 | 村 | 章 | 子 | 君 |

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） ここで、議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されておりますとおり、議案第80号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）についての1件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、日程第9、議案第78号 町税外公法上の収入徴収条例及び訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決の後、行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、追加議案として提出されました議案第80号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）についてを追加日程第1とし、日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第80号を追加日程第1とし、日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第10、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、これから私の一般質問をさせていただきます。質問通告書に従いまして、質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、二つの大きな項目で質問していきます。

まず、はじめの1点目でありますけれども、新型コロナ禍の影響に対するさらなる対策についてということであります。

この10月から11月にかけて全国的に新型コロナウイルス感染者が急増しており、中でも北海道の感染者数は第2波を超えてきております。

4月に「緊急事態宣言」が出されて以降、今日まで、このコロナ禍により町民生活やさまざまな業種の経済にも大きな影響を与えています。

この間、本町も「地方創生臨時交付金」を活用した各種の対策を実施してきていますが、収束までの長期化も予想される中、年末から次年度に向けてのさらなる対策が必要ではないかと思っております。

よって、次の項目について、見解をお伺いいたします。

まず、一つ目でありますけれども、この度、政府は「地方創生臨時交付金」500億円の追加交付を打ち出しておりますが、本町でこの件について用途も含め議論がされているか。

二つ目、コロナ禍による影響を大きく受けている事業者、生活に困窮する町民への年末から次年度へ向けての支援の考えはという二つであります。

なお、これから答弁いただく訳でありますけれども、この通告書そのものをつくったのが11月の末の時点での状況でありまして、この二つの項目ともに、大きく状況が変わってきているということも含めて回答があるのかなというふうなことも思っておりますので、それは質疑の中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナ禍の影響に対するさらなる対策について」2点のお尋ねがございました。

まず1点目の「この度政府は『地方創生臨時交付金』500億円の追加交付を打ち出しているが、本町でこの件について用途も含め議論がなされているか」とのお尋ねでございます。

これまで町は、新型コロナウイルス対策関連の事業に対しまして、事業費ベースで総額6億1,600万円を超える事業に対する予算化をしております。このうち、単独事業と国の補助事業に対するいわゆる補助裏分を合わせまして、約3億6,100万円の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を財源として活用します。

この度の政府の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の500億円の追加交付ですが、営業時間短縮要請等に伴い、協力金等を支給する都道府県に対して追加交付されることから、市町村は交付対象外となっております。

しかし、現在、新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金について、地方6団体から今年度の第3次補正予算増額の要望が政府に対してされているところであり、政府も意欲を示している報道がなされているところです。

新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金につきましては、これまで、今年度の補

正予算によって、感染症対策に一定程度取り組んでまいりましたが、当面収束が見込めない中、引き続き感染症対策や経営支援策を状況に応じて継続していく必要がございます。

今後におきましても、これまで実施した事業の検証や庁内でのワーキンググループによる横断的な情報交換および各関係団体等を通じ、施策のニーズ等を把握しながら有効な新型コロナウイルス対策を講じてまいりたいと思います。

2点目に「コロナ禍による影響を大きく受けている事業者、生活に困窮する町民へ年末から次年度へ向けての支援の考えは」とのお尋ねがございました。

本町では、新型コロナウイルス感染症対策として生活支援と経済対策を目的としました商品券の発行。売上が減少している町内の農業以外の中小企業、小規模事業者、個人事業者を対象とした経営継続支援。中小企業特別融資保証料の補助などの事業者に対する支援。他に、学生応援ふるさと小包の送付、バス事業者や医療機関への支援など各種対策を講じてまいりました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響は冬季を迎え、感染者の数は第2波を超えており、数か月前と比較して感染症に対しての一層の緊張感が増しております。

医療機関の患者の受け入れも日々厳しさを増すなど、都市部のみならず全国的に予断を許さない状況となっております。

こうしたことから、感染拡大を抑制するために、北海道では、飲食店に焦点を当てた対策がとられ、また、国の政策であります、Go To トラベルキャンペーンの対象地域の見直しや、Go To イートにつきましても飲食時の人数制限とプレミアム付食事券の新規販売停止の動きが出るなど観光業や飲食業に与える影響が高まっております。

特に飲食業につきましては、団体客の会食機会が増える年末の繁忙期と重なりますが、来店を控えることが予想され大きな影響が見込まれます。

少しでも安心して来店できるよう飲食時の飛沫等による感性症予防対策と苦境にある飲食店等の経営継続に向けた支援を実施したいと考えております。

また、次年度につきましても新型コロナ感染症がおよぼす影響を注視しながら対応してまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） では、今、答弁いただきましたので、これに基づいて、若干この件については、そう時間をとれるような時間配分にならないかと思っておりますけれども、質問していきたいと思っております。

先ほども前段でちょっと話をしましたけども、この問題については大きく状況が変わってきておまして、今回、私が500億という追加交付の話も出しましたけれども、実は昨日ですか、閣議によって、地方臨時交付金、これは知事会等々も相当こう、それじゃ足りないんだということも含めてあったということをお聞きしてたんですが、500億というのが、1兆5千億というかたちで閣議決定がされたと。おそらくこれは年明けの国会の中で、おそらくこれはそのままいくんではないかと思っておりますが、この1兆5千億、これはたぶん市町村配分も含めたかたちの1兆5千億になっていくんではないかというふう思っておりますので、ぜひそういう部分で次年度以降も含めて、これは町として、この、も

しこういった部分の財源も頭に入れながら、先ほども回答の中にもありましたように対応していくということだとは思いますが、ぜひ、一つだけここでまずこの点でお聞きしたいのは、各事業者、団体等々に聞きながら大変さを把握して、そこに経済対策を打つような、いわゆる支援策を打っていくようなこと、当然していかなければいけませんけども、いわゆる所得の低い町民というか、個人に対する、本当にどれだけそこで困っているかというものに対する把握といいますか、それをもとにした支援策というのをどこかで考えていかなきゃならないこともないのかなという思いでいるんでありますけども、その辺の捉え方というか、考え方についてはいかがでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。業種に対する支援も本当に、後でそれ触れるんですけども、大変大事なことでありますけれども、個人に対する特に所得の低い、あるいは生活環境も含めて、何らかの大きな影響を受けている人たちに対する非常に難しい部分はあると思うんでありますけれども、やっぱり必要になっていかないかという考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 議員おっしゃるとおりですね、非常にその辺の所得の低い方たちとか、そういう生活に困窮されている方の、コロナの影響ってどの程度受けているのかというのが、ちょっとなかなか推し量ることが難しい状況というのも確かでございます。それで今回、閣議決定された中にもありますけれども、緊急小口融資だとか、そういった社会福祉協議会などですすめてます、そういった生活資金のですね、貸付の状況ですとか、あるいは回答の中でも申し上げましたけども、庁内でのワーキンググループで直接町民の方たちと接している部門の担当の係長レベルの人たちを集めてですね、いろいろ情報交換を行っております。また教育関係につきましてもですね、いろいろ全国的な部分でいいますと大学、途中でやめて帰ってくるだとか、そういったことの話も聞いてますので、本町の町民については、どのような状況なのかというのを各分野それぞれの情報を収集しながら、その辺対応してまいりたいというふうに考えています。

また、今回、臨時交付金がですね、どのような使われ方ができるのかということも、ちょっとその辺も具体的なところをですね、見ていきながら今後対策の方を進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 質問する背景というのは、一つは、今回もまだ継続してはいますけれども、プレミアム付商品券の発行の問題ありますね、問題というよりも、その件なんですけども、今回、12月5日からですか、新たに売れ残った分、やっているんですけども、たぶんそこそこ販売できてるのかなというふうには思うんですが、このプレミアム商品券、決して否定するものではないんですけども、特に今回ちょっと何人かから言われたことがあるんですよ。やっぱり3千円とか、プレミアム付いてお得感はあるんだけど、やっぱりそれを買うということも、なかなか、皆さん方のように9千円分買うとか、よりプレミアムを実感するようなことには、なかなかうちは考えがいかないという、そういう部分も何か今回はあったように見受けたんですよ。だからそういう意味からすると、プレミアム付商品券も決して有効性のない支援だとは思ってはいないんですけども、しかし、そういうことだけでは、なかなか恩恵がこない、いわゆる不平等という訳ではないんです、公平感でいけば、不平等という訳ではないんですけども、やっぱりそこにちょっと不満

を持つ町民もいるということも実際あるということもやっぱり考えてみなきゃいけないのかなという思いです。そこら辺もそういったことも含めて、次のもしさらなる対策があるのであれば、やっぱり思い切った給付型みたいな、そういうかたちもとりながら、一定の線引きというのは必要なんですけども、あってもいいのかなという思いをしたということで、この質問をした背景があります。それで、次、これだけ議論してもどうしようもならないんで、次にいきますけれども、ぜひそういった部分での配慮も含めた対策を考えていただきたいなという思いです。

次の2番目の事業者と生活困窮、今、これと若干リンクするところあるんですけども、二つ目の中で、特にもう一つだけ言っておきたいのは、それと前段で、先ほど、議運の委員長から、今回補正の追加がありました。この部分については、半分以上、私の求めていたことに対する回答が出たのかなというふうに思いますので、この部分、いわゆる事業者に対する支援の問題については、明日の質疑の中で、私もそうですけれども、他の議員からのいろんな質問も含めて充実させていった方がいいのかなというふうにも思いますので、今回はその部分については質問はいたしません。それでただ1点だけ、これも昨日のコロナの閣議決定の中で出された補正予算との絡みなんですけど、ひとり親家庭に対する、いわゆる支援の問題ありますね、臨時給付金なんですけど、これを出そうとなった訳でありますけれども、これ6月だかにも前段で1回やっていますけど、その追加というかたちで出てますけれども、この分についての本町としての取り組み方といいますか、前回6月の分については、児童手当の部分との関連で、例えば児童扶養手当世帯が50世帯あり、特別児童扶養手当を受けているところが6世帯だったかな、そういったふうにつかめる状況の中で、そこに案内文を出したり、こういうことになってますから申請してくださいのような、そういうことはとれたと思うんですけども、今回もたぶんそうなるのかなと思うんですけども、児童扶養手当を受けてもいない、受けてない世帯でも、それに準じたような世帯に対して、このコロナの影響を受けて家計が大変だということにも5万円、いいんでないかというふうな話もちょっと伺っているんですけども、その辺に対する周知も含めて、どういうふうな取り組み方を考えているのかだけをちょっとお伺いしたいと思います。これ出たばかりの話なんで、なかなか議論はされていないかと思うんですけども、考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 多岐にわたりますので、私からまとめて答弁をさせていただきます。

一つは、生活困窮者、あるいは低所得者に対するプレミアム商品券については、やっぱりそれをも購入できないという家庭もあるのではないのかと。これはですね、一つは商店街振興とかいろいろなことがございますから、プレミアムについては、議員もおっしゃるとおり否定するものではございませんけども、少なからず低所得者に対する考え方を前回の答弁でも、河端議員の福祉灯油の時にも申し上げましたけども、実態をできるだけ早く把握したいと。低所得者、あるいは片親家庭の状況を把握した上での決断をできるだけ急ぎたいと。私は年内中に対象を限って調査をする必要があるというふうに内部では打ち合わせをしてあります。その上でさらに年明け、あるいは年度内には、それなりの対応措置が必要なんではないのかと。例えば、ひとり親家庭が今、第1子については5万円の支給

するというところで閣議で決定した。第2子、第3子も含めてどうするかっていうのは、これから明らかになってくると思う訳です。その点では、それらに対して制度にやっぱり上乗せ、あるいは同時進行で進めていくという町独自の施策というのは、やっぱり必要なんじゃないのかと。これがやっぱり当座考えていかなきゃならないことだなと思っています。さらに経済対策です。明日提案することにさせていただきましたけれども、飲食店、旅館含めて30万という、確かそういう記憶してますけども、提案する。さらにですね、前回の持続型のものについては、2月から6月までの減収状況に応じて法人、個人含めて支援するという考え方でしたけども、これらについても、じゃあ7月以降はいいのかという問題も出てきますので、これらを含めて総合的にやっぱり支援策を急がなければならないというのは、私どもが今内部的に検討していることです。一方で行政改革は、財政計画も作成している最中でありけども、そちらが優先して、生活に困窮している人たちが後回しになるだなんてことは行政としては基本的にはあってはならないというふうに私自身は考えていますので、もう少し時間をいただきながら、具体化を進めてまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 町長の考え方は十分わかりますし、上乗せも含めて、本当にやればいいなと思っておりますが、ただこの今回の出されておりますひとり親児童家庭に対する給付はできれば国も年内を目途に、それぞれに給付したいという熱い強い思い、これはもう与野党ともに考え方として、これで提案されている中身が含まれておりますので、そういうふうなかたちになったと思うんですが、結構急がれる部分でないかと思うんですよ。問題はひとり親家庭、いわゆる児童扶養手当を受けている世帯についてはつかめるから、これは案内も含めて非常に申請もスムーズにいくかと思うんですが、今回は児童手当を受けていないひとり親家庭であっても、コロナによって大きく影響を受けている家庭、これも対象にしてもいいんでないかという議論も出ているようなんですけれども、こういった部分も含めて、これになるとやっぱり非常にこう、先ほど町長の答弁ともちょっと被さる部分があるんですが、どこにそういう家庭があるのかということも含めて、精査しなきゃならない部分もあると思うんですが、その辺の取り扱い、取り組み方もし、考え方としてあるのであればお聞きしたいし、ぜひ落ちこぼれ、取りこぼれのないようなかたちをお願いしたいということです。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 職員さておいて、私がバンバン答えていくと職員は困ると思うんですけども、でもやっぱりこれはやらなきゃならないことですから、ただ、今、困窮世帯に対する上乗せ部分については、国がまず第一歩いくでしょう。その第一歩の数、把握の状況を私どもも確認しながら、さらに私どもがそれに上乗せする、差別なく平等に対応できるような状況というのは、やっぱりつくっていかなきゃならないというふうに考えますので、これはもうちょっと時間をいただいた方がいいと思いますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひ、上乗せの部分については、そう急がなくても、年明けでも、この国の政策と連動して一緒になって出すなんていうことでなくても、それは十分可能かなと思いますので、よろしくお願ひします。ただ、今言ってたのは、とりあえず年内にやらなきゃいけない、国が考えているように給付しなきゃいけないという部分についての対

応について、町として、福祉保健課、担当になるのかもしれませんが、よろしく願いします。簡単でいいです。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） ひとり親世帯の臨時特別給付金のことについて、ご質問がありましたので、事務的なことについて、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

前回は6月の児童扶養手当、その支給に合わせて臨時特別給付金が上乘せされて交付された経過にあります。そのときには、児童扶養手当をもらっている方で、断る方については申請書を出していただくということで、全件に案内の文書を差し上げております。そういう方はいらっしゃらなかったんですけど、あわせて遺族年金や障害者年金、それと支給停止になっている方も含めて、そういった方が何件かいらっしゃいましたので、案内を差し上げております。その中で追加の給付といいますか、基本給付ですね、そちらの方されている方がやはりいらっしゃいます。それで今回は12月に、もう12月に入ってから12月交付ということですので、おそらく6月に給付された方にそのまま口座振込が道の方からされるのではないかと考えております。いまだ詳しくは何の説明もいただいておりませんので、おそらくそういうことかなと考えておりますので、できるだけ漏れがないようにということを進めたいとは思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 何を言いたいかといったら、漏れなくね、この趣旨に沿う家庭にはやっぱり漏れなく当たるように、そしてできれば本当に年内という意味も十分かみしめていただきながらお願いをしたいなということでもあります。

次に質問に入っていきたいと思えます。

第8期介護保険事業計画についてであります。

2021年度から2023年度までの3年間で1期とする第8期介護保険事業計画を策定中かと思えます。次期計画策定に向けて次の項目について見解を伺います。

一つ、計画実施に当たり4項目の基本方針をあげて第7期計画の取り組みが進行中でありまうけれども、この中で次期計画に向けた課題などはなかったか。

二つ目です。「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定に向けてアンケート調査を実施していますが、この調査から見えてきた特徴的な点は何かということです。

三つ目ですが、次期計画の中に介護施策の基盤の一つになる施設の将来方向について触れることも必要ではないかということでもあります。

四つ目ですが、次期計画の中で、保険料や利用料負担はどの程度になるとみているのか。

高齢者や利用者の不安や苦難に寄り添える計画であってほしいと願う訳ですが、どのような見解を持っておられるか。

五つ目、最後ですけれども、自治体としてできる介護従事者の確保や処遇改善についての考えはないか。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第8期介護保険事業計画について」5点のお尋ねがありました。

第8期介護保険事業計画につきましては、4回にわたる策定委員会でご審議等いただき、素案ができあがっております。現在、広報やホームページで周知し、町民などからまちづくり意見募集を行っているところでございます。

1点目に「計画実施に当たり4項目の基本方針をあげて第7期計画の取り組みが進行中ですが、この中で次期計画に向けた課題などはなかったか」のお尋ねがございました。

次期計画に向けた課題はいくつかありますが、特別養護老人ホームは、要介護度3以上でなければ入所できないことから、要介護度が低い単身高齢者の住まい確保に向け、ケアハウスへの特例入所等について、検討していかなければならないものと考えています。

また、介護予防の取り組みとして「いきいき百歳体操」など高齢者が歩いて通える身近な地域で「通いの場」が定着しておりますが、今後、75歳以上の高齢者が増加する中、健康寿命の延伸、要介護高齢者の減少を図るため、地域における高齢者の「通いの場」を中心とした介護予防・フレイル対策と生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に取り組んでいく必要があります。

2点目に「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けてアンケート調査を実施していますが、この調査から見えてきた特徴的な点は何か」とお尋ねがありました。

第8期介護保険事業計画の策定にあたり、本年2月に在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

要介護認定者への介護サービス利用についての問いでは、利用していないと回答した人が42.1%と高い割合でしたが、これは身体的サービスの必要はまだなく、住宅改修や福祉用具の貸与サービスを受けるために、認定申請をする人が相当数いるという現状でした。

また、施設入所の検討状況に関する調査では、施設入所を検討していない人は57%、検討中もしくは申請済みと回答した人は33.6%でした。

施設入所を考えるタイミングはいつかとの問いでは、介護の必要が出てきたらとの回答が27%で一番多く、考えることはないと自宅での生活を望む回答も22.1%ありました。主介護者への同様の問いでは、身体的な介護や認知症への対応など介護に係る手間が増え、介護者の生活に支障が生じたり、体調悪化等が施設入所を検討するタイミングになるようです。

この結果からは、要介護認定者は、できるだけ自宅での生活を望んでいるものの、家族に負担をかけたくないという思いが感じられました。

3点目に「次期計画の中に、介護施策の基盤の一つになる施設の将来方向について触れることも必要でないか」とのお尋ねがございました。

本町には、訓子府福祉会が運営する特別養護老人ホームや特定非営利活動法人が運営する障害者施設、民間事業所が運営する高齢者施設があります。

これらの施設に関することは、法人等が運営していることから計画に触れることはしていませんが、今後、施設の老朽化による改修や設備更新なども予想されますし、本町の高齢者人口がピークを過ぎる令和7年度以降の介護サービス必要量によっては施設への影響も考えられますので、将来的には計画の中で触れていくことになるものと思われま。

4点目に「次期計画の中で、保険料や利用者負担はどの程度になるとみているか。高齢者や利用者の不安や苦難に寄り添える計画であってほしいと願うがどのような見解を持っ

ているか」とのお尋ねがありました。

介護保険料については、令和3年度から令和5年度までの介護保険サービス量と地域支援事業の見込みを基に、3年間の介護保険事業費を推計し算出しています。

介護保険事業に要する費用の財源は、公費と保険料に分かれており、その負担割合は法令で定められ、うち23%を介護保険料として65歳以上の第1号被保険者に負担していただくことになります。

これにより、第8期介護保険料基準月額が5,650円程度になるのではないかと見込んでいます。第7期の介護保険料基準月額は4,850円でしたので、月額800円、年額ですと9,600円ほど負担が増えることになります。これは、サービス利用者の増加に伴い、保険給付費が増えていることに加え、介護給付費準備基金の減少によって、保険料の上昇分を抑えることができなくなったことが要因ですが、高齢者に寄り添った制度として持続していくには、それ相応の負担をしていただくことが必要なことと考えていますので、ご理解願います。

利用者負担につきましては、介護サービスを利用した場合にかかった費用の1割、一定以上の所得のある被保険者の場合は2割または3割の負担となります。また、介護保健施設利用の場合は、居住費・食費など別途負担が必要になります。

窓口等においては、相談に丁寧に応じている他、障害者控除証明書の全件送付など、常に利用者寄り添った対応に心がけておりますし、今後も継続したいと考えております。

5点目に「自治体としてできる介護従事者の確保や処遇改善についての考えはないか」とのお尋ねがございました。

本町では、介護や福祉現場の職員から構成される地域介護力向上検討会議を組織し、施設が抱える人材不足をはじめとした介護分野における課題を共有し、解決のための施策や支援について検討しています。施設職員の募集広告費に対する助成や外国人介護人材受け入れに関する研修会への参加、離職を防ぎ、働きやすい職場づくりを進めるための事業所職員へのアンケート調査の実施、職員の学習の場の確保やスキルアップの研修会なども計画しております。今後も検討会議において、職員確保に向けた取り組みや研修会等への参加について、支援していきたいと考えております。

なお、介護従事者の処遇改善につきましては、処遇改善加算制度が実施されていますが、制度の充実について国に働きかけていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 残り時間もわずかになってきているんですが、ここは結構質問項目が多く準備してたんなんですが、しぼっていききたいなと思っております。

それです、答弁いただいたんですが、それに関わって何点か再質問ということでしていきます。

細項目で五つ出してるんですが、この背景、質問の項目の背景というのは、本町だけではありませんけれども、介護を取り巻く環境というのは、やっぱりどんどん変わってきてるなという思いが非常にある訳ですよ、それは何かというと、この間の実践会長さんの意見交換会、これは議会がやったんですが、その中でも私たちの分科会というグループの

中でも出たんですが、やっぱり介護保険に対する、介護に対する意見というのが結構出たんですよ、農業者の中でも。そういったように、やっぱり今大きく変わってきて、例えば独居の問題があったり、高齢者のみの世帯がやっぱりどんどん増えて、地域の中でも増えてきている。あるいは介護する、問題はここからだと思うんですが、介護する家族の介護力というのか、十分介護できるような状況に家族の中でもなっていない。すごく難しくなっているという状況。それから高齢者を支えていくような部分、これもやっぱりなんだかんだ言うけれども、地域としてはやっぱりだんだん劣ってきているのかなという、そういう背景の中で、やっぱりこの介護保険計画というのは、そこら辺の背景を捉えた中でぜひ実効あるものにしていただきたいなという思いで質問している中身です。それで絞った中で言うんですが、この介護保険計画そのものは地域包括ケアシステム、これの推進、実行というのがもう一番の中身になっていると思うんですよ、いわゆる何て言うんですか、重度者を出さない。いわゆる重症化を防ぐ、あるいは自立した生活、あるいは介護予防というんですか、予防策のような、予防をどうするかという部分でやっているんですが、それはそれで本当にさまざまな取り組みをして、それなりの成果も上がってきていると思うんですが、問題は、これからのことを考えると、これから3年、あるいは6年、10年後ということを見たときに、今のこの介護保険を巡る環境が変わっていく中で、これを担うような人材の確保というか、それはどうなっているのか、この7期の中でそこら辺の努力もされてはいたんだと思いますけれども、その辺の状況と8期に向けた考え方、取り組み方について、ちょっとお聞きしたいと思います。1点目はその再質問です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議員がおっしゃってございました地域包括ケアシステム、これが重症化ですとか予防を防ぐ上で必要な部分ということで、今後の取り組み、考え方、あとサポーターというか支援する部分の考え方というご質問だったかと思うんですけども、本町の場合、社会福祉協議会の方に生活支援サポーターという部分で委託をさせていただいております。そちらで一応今現在登録されている方が39名ほどいらっしゃいます。その方たちを活用して予防、重症化予防ですとか、介護予防、そういった部分に努めていきたいというふうに考えておりますし、あと地域での活動の部分、いきいき百歳体操とかという部分なんですけども、実践会というか老人クラブですとか、あと町内、西地域集会所ですとか鉄北集会所ですとか、そういったところで憩いを含めた運動ということで活動しております。現在12か所ほどでやっておりますけども、そちらの停滞なく、あと拡充を含めて8期には努めていきたいというふうに考えておりますのでご理解ください。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） そういう部分では本当に理解もできるし、やっているなというふうに思うんですが、問題はこの先の話なんですよ、例えばいきいき百歳体操にしても、地域で行うさまざまな会館だとか集会所等々で行っている、本当にあれは意義のあるものなんですけども、それを支えている、いわゆる高齢者の部分、いわゆる老人クラブというんですが、そういった方からもこの間もちょっと話、うちに来て話したんですが、やっぱり例えば各地域のそういう老人クラブのような自主的な組織があって、そこが担っている部分

というのは非常に大きいんですよ、もちろん三十何名の方のそういう働きもありますけれども、本当にもうその実働的な中心、核を成す部分が非常にこう弱体化していっていると、そこを担う、次を担ってくれる人たちが10年後どうなる、10年も考えない、3年後、5年後どうなるんだという心配を、もう自分たちも80になる、80も過ぎたとかという人たちがやっぱり心配になって、町ではこういうふうにして介護保険、いわゆる重症化を防ぐってやっているんだけど、本当にどこまで、俺たちもそれを担えるんだろうということで、もう結構長い時間議論した経過があるんですが、そこら辺もやっぱり視野に入れた何かもっとちょっとしたこの具体的な考え方も示していかざるを得なくなる、取り組みの中でね、計画の中にどう文字化するかは別にして、やっぱり具体的な取り組みの中では、ちょっとこうやっていかなきゃならないことも出てくるのかなというふうに思っていたのが事実なんで、そういう意味で本当にもう大変だろうなという思いで質問したというところです。ぜひ、そういうかたちで視野を広げた取り組みも必要になってくるのかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、施設の問題です。訓子府でいけば、特別養護老人ホーム、特養の関係ですよ、静寿園の問題、やっぱり地域の中に入ると、これは農村地域だけかもしれないんですが、先ほど言った介護力の低下、家庭における、そういったものもあって、気持ちはあっても、本当にどこまでうちのじいさん、ばあさん、頑張っって自立しようと思っっているけれども、もし何かあった時にどうするんだと。やっぱりそうなったら施設しかない。そこら辺が例えば今の訓子府の静寿園の状況なんかでは、満たしてもらえるのかどうか。そういう心配をしている方がやっぱり結構おられるんですよ。それともう一つはデイサービスにしても通所介護、それから訪問介護のヘルパーさんの問題にしても、先ほど利用されていない人たちも結構いるという、頑張っているんだというのあるんだけど、もう一方では、利用料の問題もそこにはないのかなと。利用料負担の問題も含めて。そういう部分ももう一度こうアンケートだけでは見えてこない部分の聞き取りも含めて、そのためにはやっぱり、一番なのはやっぱり各地域にある老人クラブとか、そういう人たちと本当にこう意見の交換をするということもあって、見えてくる課題かなというふうに思いますので、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 特養施設の部分で今後入所される人がいた場合、すぐ入居できるのかとか、あと利用料の負担の問題、あとそういった部分で今後を見据えた部分で、いろんな方の意見を聞いたらどうかというご質問だったと思います。実際、現在、特養の方では、当然、入りたいといっても、すぐ入れる状況ではないのが現実でございますし、先ほどアンケートでもお答えしましたように、サービス、認定は受けているけど、サービスは受けていない方も相当数いらっしゃいます。それでですね、老人クラブ等の意見というのも必要だと思います。今もやってない訳ではありませんで、高齢者支援の保健師の方が実践会、老人クラブの活動ですとか、地域の集まりにちょくちょくと社協の職員と一緒にですね、そういったところを回って意見を聞いております。実際、先月行いましたけども、いいね発表会というものを公民館で行いましたけども、その時にも町内で活動されている方たちが来て、コロナ禍で活動が停滞したんですけども、Zoomを使って、いろいろその方たちから意見というか声を聞いております。今後そういった部分も必要だ

ということは、こちらの方も認識しておりますので、議員おっしゃいますように、今後も地域の方に出向いてですね、皆さんの意見を聞いて、よりよいサービスにつながるよう努めていきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） わかりました。ぜひそういう方向で出向いてというか、本当に大変な、職員としては本当に大変だと思うんですが、やっぱりそういう部分というのは、例えばいろんな活動の実績報告のような、今回も先ほど言われた公民館でやったような、でもあれはやっぱり活動できる人たち、してる人たちが、あるいは意識の問題もあるかもしれませんが、その人たちがやっぱりわかるんですね、考え方がね、でもそうじゃない人たちもいるということも含めて考えると、できれば、例えばですよ、町内会なり各実践会の総会だとか、そういった時に、この限定でね、これからの介護の問題限定でお聞きしたんですが、どうですかと。状況どうですかというふうな、本当に短時間でもいいんですが、そういうふうな職員の、それは地域担当職員がいるからと言ったら、それでできるのかもしれませんが、そういうふうに機能させていくという考え方を私は知りたいなと思ったんですけど、ぜひそういう方向で進めていただければ、もっと見えてくるものもあるのではないかと思います。

それで次の質問に入りますけども、最後の質問なんですが、利用料負担等々の問題は最後の最後に町長の考え方を聞かせていただくということで、その前段の介護従事者の確保や処遇改善の問題です。これはやっぱりこの部分が確立してないと、例えば施設も含めて十分な対応、特に今回コロナの問題でも明らかになってきていると思うんですが、やっぱりそれをどう確保していくかということが大事でないかなと。そのために自治体として何ができるかということでいけば、やっぱり今こそ何かこう、職員採用に対するバックアップ事業、そういったものをもう少しこう考えてもいいのかなというふうに思っています。例えば、静寿園で働いてくれる人がいれば、希望すれば訓子府の住宅なり、どこかに入れば家賃補助は出しますとか、あるいは資格取得のための補助、先ほどもありましたから、そういうふうなことも含めて、何て言うんですか、もうちょっとこう働いて、あるいは給与の上乗せができるのであれば、安い給料ですからね、そういう部分も自治体としてできるものがあれば、そういう取り組みなんかも含めて、先に向けては考えていかなければいけない課題になるんでないかと思うんですが、この点について、簡単でよろしいので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。あと3分です。

○町長（菊池一春君） 11月27日に30周年記念式典が行われました。松田理事長があいさつや原稿の中で特徴的なことだけ言えば、この平成27年以来の介護報酬の引き下げは極めて重要な状況で運営が厳しくなっている。確かに全国の産業別の賃金からしてみるとだいたい9万円低いというのが介護職員の実態です。しかし国はそれを認めようとしない。その中でもろに経営に影響してきているというのが状況です。我が町の静寿園の赤字経営についての基本的な考えは、やっぱり介護報酬というか介護職員の給料が高いんですよ、全国平均から見ても。しかしそれが悪ではなくて、実態としてそうしなければ集まらない。長続きしないということもありますから、私どもは議会の理解もいただいて、今年度から2千万円の補助をさせていただきました。これは令和3年度も引き続きこ

ういった要望が出てくると思いますので、処遇改善ということが一つは非常に大事なのではないかと考えています。現にもう特別養護老人ホームの倒産、閉鎖が全国でもう100件を超えているということがもう出てきていますので、立ち行かない状況。そして国は今何を考えているかということで行くとICTです。ICTを導入することによって、例えばロボットで介護のことをやらせる。とすると、逆に言うと1ユニットが9人だったのが15人以下とかですね、そういう規制を緩和する状況によって、働く人たちの労働量とか労働の質が非常に増えてくるという状況ですので、非常に危機的です。

以上です。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。1分です。

○3番（工藤弘喜君） 本当にもう時間もなくなって申し訳ないんですが、本当に今、町長の最後の答弁というか、今の答弁も含めて、関係するんですが、結局、介護の施策の充実、あるいは施設の問題含め、介護従事者の問題含め、充実を求めれば求めるほど大変なってくると。そこが根本問題だと思うんですね、多くの市長さん、あるいは町村長さんも含めて、今後10年間したら介護保険制度は崩壊するのではないかとこの心配をされている方が多くいるということです。そういう根本問題をどうしていけばいいのかということも含めて、それがやっぱり各市町村が進めるこの介護保険、この事業に対する困難さをもたらしているということについては、先ほど今、町長が答弁されてもいましたので、あえて質問しなくてもいいなと思うんですが、やっぱりそこら辺をぜひ今後に向けて訴えていかなきゃいけないことじゃないかなというふうに思っております。その点についても含めて、最後をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つだけ、まさに住民の中に入り込んで、実践会、町内会連協の中でも問題提起をして、乗り越えていく。だから、国自身の考え方、市町村、北海道の考え方、同時に地域が変わっていかなくちゃならないということはどう対応していくのかということです。これは若い世代ももう他人事ではないんだという意識付けをやっぱりしていかないと、己が変わっていかないと、町はよくなならないと思っておりますので、町はその一翼を担いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 若干過ぎましたので、申し訳ありませんでした。これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午前10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして質問をしたいと思

ます。

町民の暮らしを守る社会保障の充実と周知について、町長にお伺いいたします。一部、教育長にお伺いする点もあると思います。

町民の暮らしを守る社会保障の充実と周知について伺います。

社会保障とは、失業しても、高齢や病気になっても、障がいを負っていても、どのような状態にあっても、全ての国民に国や自治体が「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として保障する制度です。人口減少とともに社会保障費削減の心配や不安が募ります。町民の皆さんがこの町でこれからも安心して暮らせるように社会保障の制度をわかりやすく周知して必要とする人に適正な支援が供給されるよう現状についてお伺いいたします。

1点目、町民が新型コロナウイルス感染症に感染して入院した場合、その医療費負担はどのように措置されますか。

2点目、経済的に就学困難な生徒に対して高等学校等へ就学するための国の助成制度にはどのようなものがあり、周知されていますか。

3点目、本町において重度の障がいがあって家庭内で介護を受けている方への支援と課題は何ですか。

4点目、町民の医療保険加入者が死亡した場合の葬祭費はどのように遺族に周知され支給されますか。

以上、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民の暮らしを守る社会保障の充実と周知について」4点のお尋ねをいただきました。教育長へのお尋ねもございしますが、私の方からお答えさせていただきます。

まず1点目に「町民が新型コロナウイルス感染症に感染して入院した場合、その医療費負担はどのように措置されますか」とのお尋ねがございました。

万が一、町民の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、感染症法に基づき、他の人への感染を防ぐため、北海道が感染症指定医療機関への入院勧告を行います。入院勧告期間中の入院治療に要する医療費につきましては、公費で負担され、その際、医療保険の適用が優先されるため、治療で生じた医療保険での負担割合分を除く、自己負担分が公費で負担されることとなります。

なお、公費負担の手続きとしましては、北海道から申請書や必要書類等の案内が送付されますので、それらの書類を整えて提出することが必要となります。

2点目の「経済的に就学困難な生徒に対して、高等学校等へ就学するための国の助成制度にはどのようなものがあり、周知されていますか」のお尋ねがございました。

中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学に伴う就学支援制度につきましては、国や北海道をはじめ本町や各種法人、民間団体など、さまざまな制度が充実しているところです。

まず、平成26年度から開始された「高等学校等就学支援金」、いわゆる授業料無償化につきましては、高等学校に進学する方が98%以上となった現在、家庭環境に関わらず学校選択の幅を広げるため、国が学費の一部を負担する制度であります。例えば両親と高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合、年収が910万円未満世帯の方が対象で、私立高校につきましては今年度から年収590万円未満世帯の方は授業料無償化

が拡充されたところです。

次に、授業料以外の教育費支援制度である「高校生等奨学給付金」につきましては、生活保護や住民税非課税世帯などの低所得者世帯を対象に、国と北海道が教科書費や教材費などを支援しております。

以上、二つの返済不要の支援金制度につきましては、中学校において高校受験前に周知され、高等学校等の入学時にも周知・説明が行われ、各高等学校等で申請手続きが行われております。

本町では、町独自の「奨学金制度」によりまして、高校生では月額1万5千円を無利子で貸与する奨学金や、町外に通学している生徒へのバス通学定期運賃補助、訓子府高校へ通学している生徒への入学準備金や見学旅行等への支援などを行っており、中学校を通じてチラシを配付し、広報やホームページ等でも周知に努めております。

さらに、公益財団法人北海道高等学校奨学会など、各種法人や民間団体において、それぞれの目的に応じた奨学金制度があり、各家庭状況によって活用されているところであり、チラシや各団体のホームページ等で周知が図られているところです。

今後も、情報収集を行い関係団体などとも連携を図りながら、子どもたちが安心して高等学校などへ就学できる環境を整えてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

3点目に「本町において、重度の障がいがあって、家庭内で介護を受けている方への支援と課題は何ですか」とのお尋ねがございました。

在宅で介護されている重度の障がいをお持ちの方で、障害福祉サービスを利用されている方は、障害者手帳1級の方が6名、2級の方が3名おります。また、利用されている障害福祉サービスの内容は「居宅介護」「重度訪問介護」「短期入所」「生活介護」「就労継続支援B型」のほか、地域生活支援事業の「訪問入浴」などのサービスを利用されています。

そのほかに町の在宅福祉サービスでは移送サービスや除雪サービスなど多岐にわたる支援をさせていただいております。

課題としましては、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応等地域の体制づくりでないかと認識しております。一人一人状況が違いますので、相談支援専門員と連携しお試し入居などのサービスを提供し、個々に合わせて将来に備えていかなければならないと考えております。

4点目に「町民の医療保険加入者が死亡した場合の葬祭費は、どのように遺族に周知され、支給されますか」とのお尋ねがございました。

葬祭費の周知については、国民健康保険は町のホームページに、後期高齢者医療は北海道後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。

葬祭費は、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った人に対して支給するもので、死亡ではなく、葬祭に対して支給されるものですので、葬祭を行っていない場合は申請することができません。

葬祭費の支給については、本町では事前に戸籍年金係から死後手続等に必要なものが記された書類が送付されているため、遺族はこれら必要なものを持参して、事務手続きのために来庁されますので、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者証の返還時に葬祭費に関する説明を行い、支給申請をしていただき、後日、喪主になられた人の口座に振り込みをしています。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 回答に対しまして、何点か再質問させていただきます。

まず、1点目の感染症の医療費負担についてお答えいただきました。自分もこのことに関して調べるまであまりわかってなかったんですが、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律というのが平成11年ですから1999年の4月に施行されて、その後、世界ではSARSが2002年から3年、MARSが2012年、コロナが2019年からということで、新型ウイルスが変容して約10年の間隔で世界中の人たちを病気に陥れているという感じで、今ウイルスとそれから人、人、動物もそうですけども、戦いになるのかなと思っています。私たちの国ではこういう感染症に対する法律によって守られて、今お答えいただきましたように、もしコロナウイルスに町民がかかった場合は医療保険での負担割合分を除く自己負担分が公費で負担されるというふうにわかりました。PCRセンターが北見の方で8月26日から開設されていますが、たぶん具合が悪くて病院に町民が行った場合に、その症状からお医者さんが診断して、これはPCR検査を受けた方がいいですよということになって、行くんだと思うんですが、現在、8月から現在までに北見のPCR検査センターでどの程度の感染者の検査が行われて判定されているかは、私たちの町に情報が入っているならば、それを教えていただきたいのと、今、昨日、河端議員の質問にもありましたように、私たちの町では感染者は出ていないと思っていますが、噂はとっっても流れています。訓子府で出たんだねというのが、いろんな人が聞いていると思います。もし感染者が出た場合、お一人が出た場合と他の町であるようにクラスターで出た場合と対応が違うと思うんですが、その場合は、町長の方に振興局から周知があるというふうに昨日のお答えの中にありましたが、それでは町として、町民に対してどのようなかたちで周知するのか、その辺のことをお知らせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず、1点目にPCR検査センターでの検査の件数ですけれども、一切非公表になっておりますので、町の方では情報をつかんでおりませんので、ご了承いただきたいと思います。

そして、あと町民が感染した場合、どのような対応をするのかということですが、例えば、町の職員が感染した場合など、不特定多数の方と接触していることが多いと思いますので、そういった場合には、町長の方から公表をするということになります。ホームページだったり、場合によっては、テレビなどの報道だとか、そういうこともメディアも利用しての公表になる可能性もあるかと思っています。ただ、個人の場合で、濃厚接触者だとかが特定できているとか、公表をするまでもないというケースの場合には、一切、本人の同意がない限りは公表する考えは、保健所の方からの指導もありますので、今のところはそういったことは考えておりません。それで町として、できるだけ、昨日もお話、町長の方からしましたけれども、できるだけ個人のプライバシーを守っていかなければならないということも考えながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） コロナの感染症が怖いのは、今、課長がおっしゃったように、

病気そのものももちろん重症化しますと死亡に至りますから怖いですが、やはり免疫のない状態でいろんな人がいろんな事情で生活している中で感染してしまったその後の影響というんですか、人への感染拡大に及ぶ影響がやはり大変なことなんだろうと思います。それで、今、課長がおっしゃったように、奥尻のようにクラスターが発生した時の状況が一番大変だと思うんですが、公表を拒否できる人と、それから例えば役場関係者だったり私たち議員もそうですけど、公職的な立場にいる人は公表を拒否できないんじゃないかと思うんですが、そこら辺の細部の何か要綱というのはあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、公表の関係で、個人情報の保護という関係でございます。昨日もご説明しましたが、一元的には保健所が担っております。保健所ができない部分というのは、本人が拒否をした部分については保健所は当然町にも言ってこれない状況です。状況とか、お名前とかというのは聞けないんですけど、状況とかですね、当然、役場の職員、事業所の窓口の職員ということがわかれば、責任転嫁じゃないんですけど、その事業所が責任をもって公表しているという、今、実態でございます。ですから、町の職員が感染、かかった場合については、町長から公表をするというような状況になろうかと思えます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 先ほど言いましたように奥尻町のように、まさか2,500人の小さな町でクラスターが起きるとは本当に町民の皆さんも本当にびっくりしたことだと思うんですが、やはり一番怖いのはクラスター発生なんですけど、今、北見市の場合は、まだ今日の段階でオホーツクが114の北見が15というふうに感染者数が出てますが、他のもう少し大きな大都市では療養施設の確保が進んでおります。やはりそれは大きなクラスターが生じた時の医療体制がひっ迫することを恐れていることだと思うんですが、今、北見市では療養施設の確保はどのようになっていますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 11月の下旬かと思うんですけども、道新など新聞報道もありましたが、北見や釧路でも療養施設の確保をしたいという報道がありました。それでその後、北海道の宿泊療養対策班ですか、というところと総合振興局と検討を重ねて北見市とも調整しながら1件、ホテルを確保できたとは聞いております。ただまだ公表には至っておりませんし、また使う場面が来ないことを祈っているような段階ですので、現在のところ確保はできているということを聞いておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） この北見市周辺の状況がすごくよくわかりましたけれども、医療費負担が公費だということを考えるとPCR検査も含めて、それからもし至った場合にホテルなどで療養する場合もそういうことも含めて公費になるということでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） すいません、先ほどPCR検査においても費用のお話出てたと思いますけれども、北見市で行われるPCR検査については、すべて行政検査とな

っておりますので、本人の持ち出し、医療保険の持ち出しはない、今のところはありません。そして宿泊療養ですね、これについても一切公費負担ということで聞いておりますので、ご本人の持ち出しは、その場に持ち込むものかどうか、そういったものになるかと思えます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ちょっと最後になんですが、この質問に関して議長にもしお許しいただければですね、私がコロナの感染症のことを質問するとした時に若い世代の方々から子どもインフルエンザワクチンの予防接種の現況について、ちょっとぜひ聞いてほしいということがあったのですが、もし関連でよろしければ質問したんですがどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課、答弁よろしいですか、質問書にないと。子ども未来課の方ではどうでしょうか。

○教育長（林 秀貴君） 聞いている範囲で。

○議長（須河 徹君） 聞いている範囲での答弁をお願いします。

○教育長（林 秀貴君） 実際インフルエンザの委託を子どもの部分は町内の医療機関に委託しておりまして、聞いているとで、ちょっとパーセンテージはちょっと手持ちに資料がないんで、例年どおり受けられて、一時、11月中旬以降、ワクチンがなくなったということで、12月初めからワクチンの接種ができるようになったというふうに聞いているところです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 聞きたかったことは、そのことなんですが、子どもの場合は12歳以下の場合には接種2回になっているんですね、1回目皆さん受けて2回目受けに行ったら全然ないということ、入らないと言われたというんですが、12月からは大丈夫なんでしょうか、わかりました。すいません。

それじゃ2点目について、伺います。安心しました。

2点目の経済的に就学困難な学生に対して国の助成制度なんですが、本年度からこのいわゆる高等学校等就学支援金制度の拡充によって無料化が進められたと思います。確かに高校進学はもう98%以上ですので、国や道のこういう支援があるということが一番気になったのが、やはり私たちの町で、小学校、中学校を終えた家庭の中でやっぱり経済的に大変だという中で就学援助を受けている世帯が令和元年が36世帯の59人、それから今年度が34世帯の54人ですか、そういうふうに向っておりますけど、そういう方たちがやはり経済状況がそんなに急に良くなるとは思えないので、やっぱり高校進学する時にこの支援がなされないと大変かなと思ったんですよね、でも国の制度でそういうふうになっていきますけれども、今お答えの中に、この就学制度に対して、中学校において高校受験前に周知されるというふうにお答えいただきました。それから高校入学時は各高校で周知されるということですが、この高校受験前に周知されるのは、どういう方法でどういうかたちで周知されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、高等学校等就学支援金制度ともう一つ、高校生等奨学給付金、いわゆる前段につきましては高校の授業料の無償化の部分、後方については

いわゆる就学支援ということでの制度になっておりますが、これにつきましては、中学校在学時はチラシ等の配布になるかと思えますし、高校入学時は入学時の説明会とか入学の手引きのところに必ず入っていきまして、高校の方の事務で手続きをとっていますので、ほぼ全員対象ということで周知はされているということでございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） それでは、就学援助を受けている方に個別に周知するとか、そういうことではなくて、全部の生徒の父兄の方に周知しているということですね。実際の申請を出している状況というのは高校に入学してしまえば、町の方では把握できないということですね。でもそれはしっかり周知していると。わかりました。入学は授業料などは今、無償化になっていますから、心配ないんですけども、その他、やっぱりいろいろかかります。経済的に。その中で今、回答の中にありました奨学金制度ですね、目的に応じた奨学制度がありますので、本当に大変なご家庭の場合はそういうものをやはり国が示しているのです、遠慮なく申請して子どもたちが安心して就学できるように、教育委員会の方でも、何て言うんだらう、やっぱり助けを借りるといのはすごく受ける方も大変なんですけど気持ち的には。でも子どもたちの将来のためにぜひその辺の周知を徹底していただきたいなと思っています。

それでは、3番目の重度の方の家庭での介護についての支援なんですけど、今、私もなかなか職員の方に個別に聞いた時には、わからなかったんですけど、今、在宅で介護されている方の障害者手帳1級の方が6名、2級の方が3名ということです。障がい者の場合は総合支援法に代わってから、支給が障害支援区分でまた認定されますよね、サービスを受ける区分が変わってきますよね、重症の方はたぶん区分が4以上の方だと思うんですけど、この今の9名の方は支援区分ではどういうふうになって区分けされていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ワクチンの関係で先ほど12月からはワクチンの接種に支障なくできるとお話をさせていただいたんですけど、再度確認をとるとですね、一定程度の量しか今ワクチンがきていないんで、どれくらい確保できるといのはちょっとわからないんですけど、そういう今のところは支障があるということで、聞いている中ではコロナの影響もあって、ワクチンそのものは子どもも大人も変わらないんで、ワクチンの接種量がたぶん今年は増えているという状況もあって、全国的にワクチンの量が足りないとか不足している状況だということです。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） すいません、障害支援区分まではちょっと押さえていないんですけども、区分5、6の方というのは、おそらく3、4名だと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 個別には、私はほんの一部の方しか存じ上げてなくて、先日ちょっとお話を聞きに伺ったんですけど、それこそ親御さんが子どもさんをもう何十年も介護してらっしゃって、自分たちが今度介護を受けなきゃいけないような状況に陥っている家庭の場合、やはり一番心配なのが自分たちが今まで見てきた自分のお子さんをこれ以上見れなくなった場合にどうしようかと。施設に入りたくても介護施設のように、なかなか空きが出ない。そういう心境をずっとずっとそれだけが心配なんだということをおっしゃ

っていました。それで私たちの町には、もりの風という障がい者グループホームができました。じゃそのデイサービスとかショートステイなどのサービスは利用できないのかというふうにお伺いしたんですが、その時は障がい者の支援団体の相談をしたところ、もりの風で受け入れてくれそうだという話はしてたんですが、やはりご家族の方からすると重度のまったく動けない、何も自分でできないような、一番程度の重い方がその経験のない障がい者施設に、デイサービスに送ったとしても、果たして人材的に、そういう介護を受ける人材が整っているんだろうかという、すごくそこら辺が心配だというふうに言うておりました。この9名の方のうち、やはりそういう近い将来、家族が見れなくなるような状況におられる方はどのぐらいいらっしゃるのか、またその障がい者の施設、入所できる可能な施設とか、サービスを受けれる施設がどの程度この近隣にあるのか、わかる範囲でいいですので、教えていただきたい。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 非常にお答えづらいといいますか、どのぐらいいるかというのは目安といいますか、非常にお答えづらいところがあるんですけども、寝たきりで介護を受けられている方というのが3名ほどいらっしゃいます。そのうち親亡き後、そういった心配をしなければいけない方が、やはりそのすべてではないかとは思いますが、1、2名おるかと思えます。そういった方にも来年から本格稼働するんですけども、生活支援の拠点整備、障がいを持った方の拠点整備というものを1市4町ではじめますので、そういったところで、親亡き後のそういったサポートに備えてお試しているような施設に入居してみたりとか、そういったこともできるよう、今でもできるんですけど、そういったことを広範囲で1市4町の圏域内でやりたいと考えておりますし、実際に今回もそういった相談がありました。ただ、ご家族の意向だとかもございまして、そういった方々、事前に施設も見学に行ったりもされ、家族の方が行っていることが多いと思うんですけど、行っている方も多いですし、例えば北見の蓮という事業所であれば共生型にはなるんですけども、そういった医療ケアまではできないのかな、重度の方も受け入れができますし、他に北見に2、3か所そういったところがあります。ただ、もりの風については、重度の方を想定したグループホームではございませんので、もし受け入れをするとすると、それなりの介護人材の人数も必要になってきますので、今すぐでは難しいかなというところがあります。ただ、当初からデイの方に特殊浴槽を導入するなど、できるだけ町民の期待に応えたいということで、そういった設備を整えたりはしているのが現状でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、質問一つ答えていただけなかったんですけど、この管内で何か所ぐらい、その重度の方を収容できる施設があるのかということと、近くにあるもりの風が、要するに職員の体制問題ですよね、町でもりの風に補助している部分があるんですけど、人材育成に対して使いたいと思ったら変ですけど、将来的にですね、確かに施設自体は重度の方を収容できる施設でないというのは、私たちも理解しているんですが、親御さんとか介護をされている方は、やっぱりどうしてもできなくなる状況というのは訪れると思うんですね、その時にやっぱり短期間でもデイサービスとかショートステイができるような、そういう体制づくりが可能になるための町の助成だったら、もっともっと意味があるのか

なって考えたんですが、素人考えですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 管内で重度を受けられる施設がどのくらいあるかというのは、申し訳ないんですけども把握はしてございません。そんなに多くはないと思います。もりの風において、将来、重度も受け入れられるようにということなんですけども、もりの風のグループホームの考え方といいますか、設置にあたって、重度向けの施設ではないといいますか、重度の方を将来受け入れるような施設ではないということをご了承いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 先ほど課長がおっしゃいました定住自立圏の中の協議、私も新聞報道で知りました。その北見市と美幌、津別、訓子府、置戸の5市町で形成する北見地域定住自立圏の中で16名の参加で障がい者の総合相談窓口整備について協議したと。その中の参加者からの意見に、やはり今、私が言ったような専門的人材の養成をしてほしいということと、障がい者が親を亡くした時にすぐ施設が必要だと。この2点は、おそらくどこの町でも、この訓子府の9名の方も含めて切実な願いだと思うんですね、ですから今後に向けて、もう現実的な問題ですから、日々、毎日介護をしている訳ですから、その不安が拭いられない状況にあるということにおいて、町として、その対策、どういうふうに、この自立圏の協議も相談窓口、支援拠点といいますか、あくまでも相談窓口なのかなと思うんですが、その辺少し詳しくお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 前にも議員協議会の中で拠点整備については一度ご説明したことがあるかと思いますが。小さな町では単体ではそういったことにお応えするのがなかなか難しい。個々に合わせて、それぞれに合ったサービスの提供をするというのがなかなか難しいということもありますので、1市4町の圏域内、定住自立圏の圏域内でこういったものを整理しようという考え方になっておりますので、例えばうちの町の町民の方でそういった問題が出てきたときに相談支援の支援センターの方と協議をしながら、その子にどういうサービスが提供できるのか、どういうところに入所できるのか、相談支援専門員もつきますので、そういったところで検討しながら個々に合わせて対応していくことになります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の記憶の範囲で申し訳ないんですけど、一つは重度の障がいを受け入れる方而言えば、管内的に言えば、滝上にあります。それから、その障がいを持った方が医療行為が伴うかどうかということが一つは大事なキーポイントになります。もりの風で受け入れられないというのは、入所することはできないというのは、その重度の人たちが医療行為が伴うかどうかということが1点キーポイントしてあります。これは例えば新得の療護施設に入れるかどうかということもありますけども、非常にその点でいくと広域的になってきますので、親の人たちはできるだけ身近なところだという考え方を持っています。これは一つの自治体でそれをやることは不可能だということの状況ですから、今、新たに北見の広域圏でやろうとしている北見と美幌、美幌は医療行為の療育園がありますので、これらを通じて、これらの人たちの対応をしていくということになると思うん

ですけれども、非常にメンタルな部分があります。例えばもりの風で当初開設の時から重度の方でショートステイ、短期間であれば何とかできると。そのための入浴サービスみたいなのも可能なんだということです。ただ、それですと滞在して入所ということになると、やっぱり重度の障がい者については医療行為等々含めてですね、難しいということが現実的です。経営的にも厳しいということになりますので、その点で言うと福祉保健課にご相談いただくということもさることながら、来年度開設する広域圏のその施設を通じて、短期の場合、親に何かあった場合は預かってもらえる施設はどこにあるのか、それから入所できるとすればどこなのかということを含めて、もう事前に親が元気なうちにそういう対応をしていただかなければならないというのが今の現実です。だから行政がということについては、よくわかりますけれども、非常にメンタル、個々人のこの町、北見市でないのかとかってということも含めて出てきますので、これは現実的にやっぱり取捨選択しながら、その受け入れの体制に考えていくということになるろうかと思えます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今の厳しい現実にはよくわかりましたし、その対策もなかなか難しいということなんですけど、1点お伺いしたいんですけど、障がい者の方の場合、障がい者支援として、ずっといろんなサービスを受けても65歳を境に介護保険の方に移るといって、法律の中で決まりがあるようなんですけど、例えば、今の訓子府の静寿園みたいな特養の場合、そういう障がいのある重度の方が65歳を過ぎれば入所可能なかどうか、その辺はどうなんですか。あと65歳以前の方の場合はどうなのかということ。その辺教えていただきたいです。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 65歳過ぎた時に、障がいのサービスを使っていれば、そのまま引き続き障がいの施設に入居していることも可能です。引き続き、場所を変わらなくてもそのまま障がいのサービスを受けられるということになるんですけど、65歳を過ぎて、新たにサービスを受けるといってになりますと、介護保険法を利用しなければならなくなります。

それと65歳前に介護保険の方が利用できるのかということですけども、それにつきましては、40歳を過ぎた第2号介護保険の被保険者になりますけれども、特定の疾患等の原因による方になりますので、すべての方が対象になるということではございません。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

9分です。

○10番（西山由美子君） つまりあれですよ、障がいの程度ではなくて、特定疾患ですから、事故であったり途中でけがをしてそうなったとか、そういう方は対象にならないということですね。そこははっきり線が分かれているということですね。そうしますと、最初に言いました65歳を過ぎてもその線は変わらないんですか。特養には入れないということですか。ごめんなさい。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 65歳を過ぎれば原因が何であれ、その方の介護度によりまして入所なり入居なりすることは可能です。第2号被保険者、40歳から65歳未満の方については、疾患の種類によって利用できるできないってことは制限がございま

す。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 介護保険と障がい、介護保険に施設には入れる。けども障がいのサービスの、あるいは受けてた専門的な治療等についてはダウンする可能性がある。だから障がい者団体から介護保険に65歳以上の人が入れるからといって、そっちに移行されるのは困るという意見もあるのが実態です。ただ、それはまあ現実的にどう対応するかというのは個々によると思いますんで、ただ、介護保険の適用になるということは事実です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ただ、介護サービスの方に移ったとしても、障がい者の方が障がいサービスも同時に受けることはできるんですよね。違いましたか、ごめんなさい、しつこく聞いて。ここら辺がどうなのかなと。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 65歳を過ぎて介護保険法の適用になりますと、おそらく障がいのサービスは使えないかと思います。引き続き使っている方については可能だったと聞いております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 申し訳ありません、すごいもう障がい者の方の場合は一人一人が状況違うので、行政の方の対応もとっても難しいのかなというふうに思いますが、とにかく抱えている悩みは重いので、相談体制をしっかりと整えてこれから先、先に見える対策が持てるようによろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたが、葬祭費のことでお伺ひしました。

実はとても情けない話なんです、町民の方に葬祭費って何って聞かれたんですよ、私も国保の中で、予算の中でいつも大体15、6名の葬祭費用が予算化されているのは知っていましたし、それから北海道に単位化された平成30年を境に、今まで5万円だった葬祭費用が3万円に、基準で一律になって3万円になったということもわかってたんですが、葬祭費用が社会保障の中に入っているということ自体がよくわからなくて、この1か月近く社会保障について、いろいろひも解いてみました。そうしたら国民健康保険だけじゃなくて、亡くなられた方にはほとんどが後期高齢者だと思うんですよ、訓子府町においても。そういう方々はどこから出るんですかといったら後期高齢者の連合から直接遺族の方に支払われるということに係の方に聞いて納得しました。もちろん他の医療保険の方はそちらの方、現役の方とかはそちらの方から出るということで、若干、申請式であるということと、それから猶予期間が2年間あるというふうに伺ひました。それから葬儀を行わない場合は支給されないという状況なんです、意外とこの葬祭費用については知らない方が多いので、取るに足らないことなのかもしれませんが、人がおぎゃあと生まれて亡くなるまで、やっぱり日本の国民である以上、この社会保障というのが、亡くなった後、最後の保障として、これがあるということは、私とても何かこうズンときまして、やっぱりちゃんと遺族の方も含めて知っておかなきゃいけないんじゃないかなと思ったので、質問に立ちました。また、この葬祭費の中には、加入者本人の扶養家族が死亡した場合も家族埋葬料というのがあるんですが、それも支給されます。同じようなかたちなのか、それ

と昨年、訓子府町において亡くなられた方が何人で、後期高齢者、それから国保の医療とその区分けがもし資料としてありましたら、教えていただきたいんですが、何人いらっしゃったか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 1点目の家族埋葬料という部分ですけども、本町で扱っているというか、国保加入者、後期高齢者なんですけども、そちらの制度には、そういったものはございません。それとですね、あと国保と後期の昨年の件数ですか、ちょっと今は手持ちにございませんので。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） たぶん役場の方で死亡届出して、いろんな手続きをなさる時に遺族の方にお知らせするという事で書いてあったんですが、過去において、葬祭費が申請されなかったのか、出されなかったことってあるんでしょうかね。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 答弁でもお答えしましたけども、亡くなられた際には死亡届というのを必ず提出しないといけないというふうに決まっております。ですから、申請されていないという方は町民の方であればないというふうに認識してございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。2分です。

○10番（西山由美子君） よくわかりました。本当はいっぱいいっぱい社会保障の中で気になる点はたくさんあったんですが、まだまだこうわからない点、それから一町民として知らされていない部分が多いのかなど。日本の社会保障が脆弱だっていう評論家の方の意見もありますけども、やっぱり国民皆保険、それから皆年金が確立されてまだ60年ぐらいいしかたっていないので、その前の方々はそのような社会保障もない中で、やっぱり家族が、地域が支え合って必死に生きてきたんだなって、あらためて私たちの今の世代がすごく幸せな状況にあるんだなと思いますので、あとは必要な人に必要な支援がきちんと受けられるには、やっぱり周知が必要だと思いますので、これからわかりやすい周知に努めていただきたいなと思います。最後、何かありましたらお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 町民の方すべてに社会保障制度の部分について、いろいろ周知することをしたらいんじゃないかというご質問というかご意見だったと思います。社会保障制度の周知というのは、必要な部分ではあると認識してございます。しかしながら、個人的じゃまずいですね、出産育児一時金ですとか、そういった部分は周知とかというのは必要というか、当然周知はさせていただいてございますけども、そういった部分じゃなくて、葬祭費、亡くなられるという部分についてですから、そこまで周知をするというか、ちょっと周知は控えさせて、今現在の部分で終わらせたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 混乱させてしまいました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、仁木義人君の発言を許します。

9番、仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 9番、仁木義人です。通告書に従って、大項目で2問質問させていただきます。

まず、一つ目、町内の防犯対策について。

この質問は昨年6月の定例会に同様の質問をしましたが、1年半たち、状況が変わってきていると思いますので、質問させていただきました。

昨今、各マスメディアで報道されているように、各地で痛ましい事故や犯罪が発生しています。町民が安心して生活を送れるように、未然に事故や犯罪が起これないための調査や対策は町内でも必要不可欠と考えます。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ、町内3か所に設置され、本年8月から運用が始まった防犯カメラですが、設置後、約3か月たちますが、現在までの状況や課題は。また、まだまだ台数が足りないと考えられますが、増設の考えは。

二つ目、事故などがあった時の証拠利用だけではなく「動く防犯カメラ」としても活用されているドライブレコーダーを公用車に設置する考えは。

三つ、犯罪を未然に防ぐために、町内の危険なポイントなどを調査し把握するために防犯診断を実施する考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町内の防犯対策について」3点のお尋ねがございました。

まず1点目の「防犯カメラの設置に関する課題、今後の増設の考えについて」のお尋ねがございました。

防犯カメラは8月までに町内の3か所に設置しており、1か所目は訓子府小学校付近に設置し、スクールバスの乗降場と町道末広線の末広方向の道路を、2か所目は町道末広線のメロントイレ付近に設置し、叶橋全体を、3か所目は居武士小学校付近に設置し、居武士小学校校門付近と道道訓子府津別線の日出橋方向を撮影しています。

防犯カメラの設置については、個人のプライバシーの問題にあたって、町内会連絡協議会、実践会連絡協議会、各学校や設置する付近の住宅に直接訪問し、防犯カメラの設置の目的や映った画像の取り扱いを説明し、ご理解をいただいたところです。

課題としては、本町に限ったことではありませんが、被撮影者のプライバシーの侵害、監視社会に対する嫌悪感を持たれる方も多といったことなどがあげられます。

今後の増設の考えについては、まだ設置してわずか3か月と間もないことから、ここ1、2年は効果を検証し、防犯状況、住民の反応や意向などを踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。

次に、2点目の「動く防犯カメラとしてドライブレコーダー設置の考えについて」のお

尋ねがございました。

ドライブレコーダーは子どもたちの見守りなど動く防犯カメラとして機能すると思われ  
ますが、町としては、職員の交通事故防止など広く交通安全に有効なことや、あおり運転  
や無謀運転の防止などに役立つことからこうした観点で、公用車の設置について、検討し  
てまいります。

次に、3点目の「防犯診断を実施する考えについて」のお尋ねがございました。

犯罪のない安心安全なまちづくりは警察だけに任せるのではなく、住民一人一人が「自分  
の安全は、自分で守る」といった意識をもって日常生活の中で、防犯対策を進めていくこ  
とが必要です。

町としても北見地区防犯協会が発行している「地域安全ニュース」や北見警察署訓子府  
駐在所長が作成しているチラシを広報に折り込み、犯罪情報を提供するなど防犯啓発を進  
めています。

さて、防犯診断については、本州の都会を中心に住民と警察、自治体が連携して、地域  
内で防犯上の問題があるか、点検して改善策を話し合う取り組みをはじめしているところ  
があります。犯罪の機会を減少させ、環境整備を図るのにあたって、有効とは考えますが、  
本町は、犯罪や事故が非常に少ない町でありますので、現時点では診断を行う考えはござ  
いませぬ。しかし、状況が変化した場合は、適切に判断をしてみたいと考えています。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますよ  
うよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ご答弁をいただきましたので、何点か再質問させていただきたい  
と思います。

まず、防犯カメラについてですが、冒頭にもお話ししましたが、防犯カメラとドライブレ  
コーダーについては、昨年の6月の定例会の一般質問でも質問させていただきましたが、  
実際に設置されてみての状況やさらに効果的な方法がないかと今回も質問させていただ  
いた経緯があります。

防犯カメラの設置地域の住民への説明やまちづくり推進会議などの各会議での説明、ま  
た管理や運用に関する要綱の制定など、答弁の中でもありましたけども、多くのご苦勞が  
あったと思います。防犯カメラの役割には事件が起きた時の警察の捜査時の利用はもちろ  
んです。子どもの迷子や高齢者の行方不明になった時、事故や不法投棄の抑制や犯罪の  
抑制、防犯に幅広く各地で利用されています。今、答弁の中にもありました私の一つ目と  
して、今、3か月たった時点で、例えば、現在までの防犯カメラを付けたことでの何か利  
用した状況とか、それで3か月しかたっていないですけど、何か課題とか、何かそういうよ  
うな問題は出てるでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 防犯カメラを設置して3か月たって、その時点のですね、利  
用した状況あるかという話でございましたけれども、8月に供用を開始しましたけど、そ  
れを何か事件があつて、それを利用したとか、画像を取り出したとかということについて  
は、一切ありません。あと、3か月たった課題ですね、だからそういった状況がないから、  
今のところは課題はないのかなというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、ご答弁で利用したことはない。犯罪について利用したことはないと言いましたけれども、あと、最初から町民の理解がとても大切だということを進めてきましたけども、何か設置について、町民の方からご意見とか、何かこうお話というのはありましたでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 防犯カメラの設置にあたって、各実践会、町内会、住民活動団体、それからまちづくり推進委員会、それから学校関係ですね、あといろいろ回らせていただきました。総じてですね、今の時代、防犯カメラはやっぱり設置は必要だということでのご理解いただきまして、いやいやまちづくり推進委員会ではですね、もっと多くつけるべきではないかというご意見もいただいたところです。実際、付けたこの家の付近に回らせていただきましたけども、おおむね理解はいただきました。でもやっぱりちょっと、やっぱり何かちょっと引っかかるところあるのかなというのが僕の受けた個人的な感想です。やっぱり設置をする目的とかですね、映り込んだ画像の利用とかはどうするのかとかですね、細部にわたった質問がございましたし、やっぱり防犯カメラを設置するにあたっては、確固たる、何で必要なのかということがちゃんと明確でないから駄目だなという思いもいたしましてですね、今回付けた訓子府小学校の付近、それから叶橋の付近、居武士小学校の付近については、ちゃんと目的は持ってまして、例えば訓子府小学校の付近のスクールバスのゾーンについては、川崎で起きました登校時の刃物を持った暴漢に襲われることがありましたので、防犯カメラを設置させてくださいと。2か所目の叶橋についてはですね、元々昔あそこは何か暗いとか、声掛けがあったとか聞いてましたので、そんなことでやらせてくださいと。それから居武士小学校付近についてはですね、小学校の中で灯油が盗まれたこともありましたということもありましてですね、そんなところもありまして、あその部分と日出橋方向映るよという目的ありましたので、目的とかそういった話がありましたので、ちゃんと説明して皆さんからご理解をいただいたというところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、課長の方からまちづくり推進会議などでも話も出てましたけども、実際、防犯カメラの設置地域の住民の方の説明をされたというお話と、まちづくり推進会議での各会議での説明があって、またその中で、やはり私もその推進会議などで保護者の方々が最初設置する前のお話でしたけども、やはり3台では少なすぎるんじゃないかという話は、かなりやっぱり出てたという部分がありまして、私も最初に3台という部分で聞いた時に、やっぱりちょっと少ないんじゃないかというふうに実際に私は感じたところがまずあります。その台数について、これもちょっと前回お話ちょっとさせていただきましたけども、今、3台、言っていた小学校ですとか叶橋、居武士小学校には設置はされてますけども、目的とか、事例というものに合わせて3か所付けたというお話でしたけども、その他に私の中では、例えば中学校が今はまだついていないので、中学校の周辺の防犯のために中学校の周辺、また小学校と叶橋には付きましたけども、雰囲気、夜、夕方になると、この時期だと特になんですけども、中央公園や図書館、この辺はやはり小

学生が多く利用するという部分がありますので、そこからまたわくわく園に続く道、あとほかに町の施設として、役場庁舎や公民館から正面を映す道路、中学校方面ですね、あとはスポーツセンターなども中学校方面にもつけれるのかなというふうには感じています。また、学校や子どもたちの防犯だけではなく、旧駅舎の農業交流センターや商店街というところも車通りや人通り、子どもたちの通学路だけではなく、日頃の町民の方たちの防犯にもつながるのかなと考えています。また、叶橋はつきましたけども、末広方面として、末広の交差点、また居武士小学校にはつきましたけども、日出の交差点、また道路の部分でいきますと、訓子府の車の台数が多いところの、例えば入口として北見から来る車の、北見から道道の北見から向いてくるところ、また置戸から入ってくるところ、また訓子府の大橋から十勝オホーツク自動車道の降り口方面など、車の犯罪ですとか犯人、防犯につながるという部分ではこういうところをつけたら効果的なんじゃないかなと私は個人的に考えています。増設の考えについては、先ほどのご答弁の中で3か月というところしかたっていないというところで、まずここ1、2年は効果を検証し、防犯の状況など意向を踏まえて必要に応じて検討していただくということでしたけども、何かこういう、今、私が思ったところの場所は案としてお話をさせていただきましたけども、今付いた3か所以外にも、一応、町としては、そういういろんな箇所の防犯カメラの付ける案というのはあったのでしょうか。また、考えている場所はありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、仁木議員からですね、いろんなご提案をいただきました。まずですね、ちょっと回答書でも書いておりますけども、防犯カメラに関してですね、やっぱり監視社会に対する嫌悪感を持っている方がいらっしゃいます。やっぱりここ1、2年は様子を見たいというのが担当の考え方でございます。それで確かにですね、北見警察署の訓子府の所長あたりは、今、仁木議員がおっしゃっているところ、そこにも設置してくれたらいいなということの要望ありますけれども、実際に町内会長会議とかですね、いろんな会議に出ていますと、そういった話についてはですね、あまり出てこないんですね、それで暗いところについては、街灯をつけてくれとか、そういう話がありますけども、その部分のちょっと話が煮詰まってからですね、いろいろ検討させていただきたいと思っています。確かに仁木議員が言っていることについては、そういう問題はあるのかなというふうには思いますけど、ちょっと1、2年様子を見させてもらって、今、設置したところによる住民さんの方の意向も踏まえてですね、検討させていただきたいということで思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 防犯カメラについて、やはり価格の面としても高価なものなので、お金がかかるという部分や、また大事な部分として、今、課長の方からもお話あったとおり住民のカメラに写ってしまう範囲の方が特にいろいろご意見とかもありますので、なかなか簡単に設置できないというのは、もちろん考えてはいますけども、なるべく、1、2年検証するという部分ありましたけど、防犯については、その1、2年という間に何ががあるかももちろんわからない部分もありますので、前向きに検討をお願いしていただきたいと思います。

続いて、ドライブレコーダーについてですが、こちらも前回の一般質問でもさせていただきましたけども、その時に犯罪件数の少ない本町においては、設置効果を検証しながら今後公用車の入れ替えの際に検討していくというご答弁をいただきましたが、今回のご答弁の中で職員の交通事故など広く交通安全に有効なことや、あおり運転や無謀運転の防止に役立つことから、公用車の設置について検討してまいりますというお話もいただきました。このドライブレコーダーなんですけども、まず、学校運営協議会の取り組みの一つに「ながら見守り」が今ありますが、先月、11月にドライブレコーダーではないんですけど、車にぶら下げるこういう見守りのカード、これを作成して町民の方につけていただいて、犯罪抑制に、見守っているぞということをPRできるようなものを作成して配られたというお話がありまして、このカードはもちろん付けていることで、そういう守られている方も犯罪する方にも効果的というの、もちろんあると思います。ドライブレコーダーというのかなり今、普及していて、よく普通の一般の車にもドライブレコーダーを付けて、車にマグネットで「ドライブレコーダーを設置してます」というようなマグネットを貼っていますけども、こういうことでドライブレコーダーも、このカード以上にですね、ながら見守りというので効果的だと思います。防犯カメラ設置の時には、北見警察と画像提供に関する協定を結んで、その時の施行式の様子が新聞等で報道されたかと思いません。この報道自体が訓子府町内には防犯カメラが設置されているという広報にもなり、防犯につながっているのかなとも考えられます。公用車にドライブレコーダーの設置した時も何かしらこういう報道等で町外にも広報することで訓子府町はより防犯に力を入れているんだというようなアピールにもなると思いますけども、そういうところも含めていかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ドライブレコーダーの設置に関してご質問がございました。ドライブレコーダーはですね、答弁にも先ほどありましたけども、子どもの見守りなど、動く防犯カメラとして機能すると思われそうですけれども、実は公用車は何かちょっと担当課に聞きましたら、50台ほどあるようです。それでですね、全部が全部ですね、日常動いている訳ではないんですね、効果的にですね、そういった取り組みができるかということ、そうではないと思うんですね、ですから、それに対して1台数万円がかかる訳です。その費用対効果も含めてですね、やっぱりここはどうなのかなというところで思っていますし、そういったところをちょっと考えたいなと思っています。ドライブレコーダーの趣旨は交通安全、職員の交通事故防止については役割と思いますので、いずれ、今後はですね、そういったことがどんどんドライブレコーダー各社、標準仕様というふうになってきますから、そのうちはみんなつけられていくのかなと思いますけども、今の考え方としては、常に動いている訳ではないので、効果的にどうなのかなというところがあるので、ちょっと見送らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、課長のお話あったとおり公用車が50台ぐらいあるというお話で、全部が全部につけるともちろん1台当たり数万円というところがかかるので膨大なちょっと大きい金額になってしまうという部分と、確かに効果としてすべてに付けてしまうと使わない車が結構あって、なかなか効果的にも望めないんじゃないかというお話もあ

りました。私も最初からいきなり全部につけるといふ話にはもちろんならないんだらうなといふふうな考えにはなってますけども、例えば交通安全指導車みたいなものですか、朝、登下校で子どもたちが歩いている時間に使うような車ですか、あとスクールバスなんかは毎日子どもたちを乗せているという部分で町の中を走ってますので、交通安全の部分とか何かあった時の証拠という部分にも大きいかなといふふうには考えております。やはり先ほどの防犯カメラもそうですけど、こちらのドライブレコーダーもやはりお金がかかったりご理解をいただくという部分はなかなか大変なところだと思いますけども、防犯に対してお金はかかるんですけども、もちろん防犯に費用対効果と言ってしまうと、もちろんお金がかかるのはわかりますけども、それだけでは考えてほしくないかなといふふうには思います。検討していただけるということで、ご返答いただいておりますので、今のお話させていただいた部分も含めてですね、考えていただきたいなと思います。

次にですね、防犯診断についてなんですけども、この防犯診断という部分で、先ほど答弁の中でもありましたけども、本州の方では、住民と警察や自治体が連携して地域内の防犯上で何か問題があるか点検して改善策はどういうところなのかというような取り組みを行っているところがあるとありました。私もちょっと調べてみたら、自治体によって、そういうような防犯対策をして泥棒ですか、いろいろな犯罪に対して町民の方の安全を診断するといふような部分をやっているというお話がありました。こういう危険なポイントを犯罪が起りやすいところといふのをまずはやはり把握して皆さんで、町民の皆さんももちろんそうですし、皆さんで把握して行って、こういうところが危ないんだなといふことを理解することといふのが防犯に対してはすごく重要なことだなと思いますので、かたちが決まったしかりがっちりこう決まったかたちの防犯診断といふのができないのであれば、おまわりさん、警察ですね、訓子府の警察官と自治体の方、また町民を含めて何かこう防犯のポイント、場所のポイントですねをみんなで理解、探してこういうところが危ないんだよといふようなところを町民の方にも教えるような動きといふのはできませんか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、都会でやっているような防犯診断ではなく、みんなが集まって何か危険箇所を話し合うとか、そういったことはできないだろうかといふことのご質問だったのかなと思いますけど、北海道警察で防犯診断といふのを進めている訳ではないんですね、北海道警察の生活安全課に聞きましたところ、やっぱり本州はですね、やはり地域コミュニティがしっかりされていないと。地域でどこが危ないのかとか、そういったことに関心がない。関心をつけるために、そういった警察の方がですね、地域の方を呼んでいろいろ回って見て、ここ危ないんじゃないかとかですね、そういった話をして、要するに防犯の啓発をしているといふところでもあります。北海道に置き換えるとそれはどうなのかといふと、北海道は意外と、うちの町もそうですけど、町内会、住民組織がちゃんとしっかりしてしまってますね、そういった危険なところについては、もれなくですね、会長さんから私たちの方に教えてもらえるといふところになってまして、町内会に街路灯みたいのが全部ついてますけど、ああいうのも全部町内会の方でうちの方に要望があがってきて、町内会の方でお金出しますから明るくさせてください。やってくださいといふような話になってますので、そういった体制はできているのではないかなといふふうには思っております。何か危険な状況があればそういったことで教えていただける状況にありま

すし、北海道警察のうちの所長もですね、毎日うちの方に来ていただいていますから、いろんな情報を知り得ますので、そういったことはできるのかなと思っています。ちなみにですね、本町の犯罪件数ってものすごい少ないんですね、例えばですね、犯罪件数ですけど、北見警察署管内、昨年ですね、10月末までですよ、344件だったんですけど、本町は3件なんです。今年に関しても10月までかなり減って245件なんですけど、10月末で2件しか発生してない。そういう中で犯罪件数、皆さんそうやって取り組みしてくれますから、ちゃんと、件数は少ないのかなと思っているところなので、もうちょっと、ちょっと様子を見させていただきたいなと思っています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 防犯診断として、かたちとしては今すぐにはやるという話ではないというお話しましたが、皆さんでそういう防犯ポイントを理解したりする。先ほど話した内容になっちゃうんですけど、理解するという部分に対してはとても重要で子どもたちにそういう部分をわかって、こういう部分が危ないんだとか、こういうところはこの時間は危ないんだというところを町民または子どもたちにも伝えることというのが大切だと思いますので、何かこう危ないポイントという部分を、じゃあ何もしないという訳ではないとは思いますが、何かこう少し調べて、何かこうつなげていただければなと思います。防犯カメラの増設もドライブレコーダーの設置も確かに最初からお話何度かさせていただいてますけども、お金がとてかかることですし、町民などのご理解が必要でご苦労おかけすると思えますけども、子どもたちや町民がより安心して生活できるように、これからも防犯対策に積極的に前向きに続けていきたいと思えます。

以上でこれ一つ目の質問を終わりたいと思えます。

○議長（須河 徹君） ここで途中ですが、昼食のための休憩といたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午後12時 1分

再開 午後13時00分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、9番、仁木義人君の発言を許します。

仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 2問目の一般質問をしたいと思います。

まちづくり町民参加条例について。

町民主体のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの町民参加を推進することを目的に「まちづくり町民参加条例」が昨年3月に制定され1年9か月がたちました。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ、町の仕事の企画立案から決定に至るまでの過程において、町民が参加できる機会を設けることができる「町民参加手続き」ですが、条例制定から現在までの実施状況は。また、その内容は。

二つ、まちづくり意見募集（パブリックコメント）の件数や内容、また、意見に対する対応は。

三つ、条例規則第2条にある「町民参加手続の方法」の中の「アンケート調査」がありますが、コロナ禍の生活の現状も含め、これからのまちづくりに対する町民アンケート実施の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「まちづくり参加条例について」3点のお尋ねがございました。

まず1点目の「町の仕事の企画立案から決定に至るまでの過程において、町民が参加できる機会を設けることができる『町民参加手続』ですが、条例制定から現在までの実施状況」についてのお尋ねがございました。

平成31年3月に施行されました訓子府町まちづくり参加条例は、町民主体のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの町民参加を推進することを目的に制定されました。

町民参加の手続きにつきましては、町の基本構想および基本計画等の策定、または変更、廃止。町政に関する基本方針を定め、または町民に義務を課し、もしくは権利を制限する内容の条例の制定または改廃。町民の公共の用に供される施設の設置に係る計画の策定または変更。その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があること等を対象にしております。

また、参加手続きの方法としては、訓子府町まちづくり参加条例施行規則の定めにより行いますが、その方法は、審議会等、まちづくり意見募集、まちづくりトーク、アンケート調査、その他ワークショップ、意見交換会、説明会などのいずれかまたは複数の方法を選択し実施することになっております。

実施状況ですが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表にある34の審議会等で申しますと、令和元年度64回、令和2年度11月末日現在46回の開催となっております。

まちづくり意見募集は5件。まちづくりトークでは、令和元年に1回。アンケート調査につきましては、「在宅介護実態調査」「介護予防・日常圏域ニーズ調査」「社会教育中期計画に関するアンケート調査」「まち・ひと・しごと創生に関するアンケート調査」などを含む7件となっております。

2点目に「まちづくり意見募集（パブリックコメント）の件数や内容、また、意見に対する対応」についてのお尋ねがございました。

まちづくり意見募集、パブリックコメントの令和2年11月末日までの件数ですが「第2期訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」「訓子府町教育大綱の策定について」「北見地区消防組合訓子府支署等移転建設について」「訓子府町強靱化計画の策定について」そして、現在募集中の「第8期訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画事業の策定について」の5件となっております。

その内容ですが、5件中3件は意見がなく、1件は12月15日まで募集中となっております。

意見のありました「北見地区消防組合訓子府支署等移転建設について」は、訓練場所の確保および具体的な設備に対する要望に関するものや、避難所の確保や銀河農園の確保に対するものなど5件の意見が提出されました。

また、意見に対する対応につきましては、寄せられました意見に対しまして、町の考え方をそれぞれ回答し、その内容を公開しております。

3点目に「条例規則第2条にある『町民参加手続きの方法』の中の『アンケート調査』がありますが、コロナ禍の生活の現状も含め、これからのまちづくりに対する町民アンケートの実施の考え」についてお尋ねがございました。

訓子府町まちづくり町民参加条例の規定で申しますと、その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があること等を対象とする場合に該当することができるかと思いますが、現状においては、当面は相談業務や申請時など日常業務から得られる町民の生活に関する情報などを庁内担当者間で共有を図るほか、各関係団体や民生委員など各方面からも意見や情報を得ながら現状を把握し、コロナ禍のまちづくりにあたってまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ご答弁いただきましたので、いくつか再質問をしたいと思います。

まず、町民参加手続きについてですが、答弁の中ですべて合わせると令和元年度で64回、令和2年度11月末で46回、今このコロナ禍の現状として考えても自分としましては、思ったより多く開催されているのかなというふうには感じました。まず条例が制定され、さまざまなかたちで参加手続きが行われていますが、条例を制定され、現在までにおいて、何もこう大きな問題なく順調に行われておりますか。また率直に今の現状として参加条例ができてからどう町としては感じられているでしょうか。お願いします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 現状の問題点等につきまして、まずお答えいたしますけれども、総じて今のところ問題点はないんですけれども、はじまってから1年数か月たって、職員の中でもですね、浸透しはじめていると思うんですけれども、一層ですね、この条例について、職員はじめ、情報公開も含めてですね、町民からの意見も含めて推進してまいりたいと思っております。

それとどう感じているかということなんですけれども、これまでですね、こういった参加手続きが条例化して明文化されていなかったことで、それぞれ今まで各担当のレベル、意識のレベルで行ってきたことがですね、条例化されたことでより一層明確に推進し、またしなければならぬということになりましたので、そういったことではですね、一歩前進したのかなと感じております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 大きな問題点がなくきているという部分と、今お話にあったように、職員の中でも意識的にも大きく変わってきて進んでいるんじゃないかという話を聞いて安心はしました。

続きまして、まちづくり意見募集ですね、パブリックコメントについてなんですけれども、答弁の中でこちらも令和2年11月までに5件行われたとのことなんですけれども、5件中3件は意見がなく、1件は募集中、現在募集中で、もう1件の消防署の移転、建設については

5件の意見が提出されたとありました。私として、数字を聞いた時に、ちょっと少なくて寂しいのかなと単純にちょっと感じましたけども、ここの件数については、町としては、どのように思われていますか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） パブコメの意見の件数がちょっと少ないのではないかといったご印象を持たれていると思うんですけども、他の町の状況なんかもお伺いしますと、あまり、うちと同じような状況で、あまり意見というのはないといったところが現状です。その中で5件中1件、しかも消防庁舎に対しての5件、その中にもさらに細かくいろんなご意見がいただけましたので、そういった意味ではですね、パブコメをやった意義もあるのかなというふうに感じております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 他の町でも同じぐらいという件数なので、ちょっと少ないかなと感じた部分もあるんですけども、できればもうちょっと、公表としてはもちろんいろんな広報等で町民に知らせてるので、意見がないということは大きな問題はないといいますが、大きな反対もないという部分なのかなともちょっと感じるのと、やはり消防の移転について5件あったというのは、やはり大きなものの建設という部分なので関心が高かったから意見としても出しやすかったのかなというふうにも感じております。これからもですね、このまちづくり意見募集、パブリックコメントについてはですね、実施されると思いますけども、さらに町民の声がたくさん寄せられるような仕組みですとか広報ですとかを続けていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、アンケート調査についてなんですけども、まず、今回この質問をしようと思ったきっかけなんですけども、普段、町民の方との話の中ではもちろんなんですけども、今まで議会で町内会や実践会、また商工会やJAの役員の方々、青年団体などの意見交換会、また町民の方との議会報告会での懇談などでさまざまな意見交換を行ってきました。多くの幅広いいろいろな意見をお聞きする機会があったのですが、このような町民の声はまちづくりにおいて、もっとも重要であるのではと言っても過言ではないと思い、普段の生活での不安や心配事、またまちづくりのアイデア、これからの訓子府のまちづくりのために、町民の声を直接、幅広く聞くことができるアンケート調査を行って、現状の町民の思いを把握することが重要ではないのかと考えたことが今回の質問の考えたきっかけでした。さらに、今現在のですね、新型コロナウイルスの世界的な流行で日本中、世界中の生活様式が変わってしまい、訓子府町においても経済の影響や町民の方が毎日不安や心配を抱えながら生活を送っている現状かと思えます。午前中の工藤議員の質問に対しての答弁の中でも生活、今のこのコロナ禍の生活の現状の把握はなかなか難しいという意見があり、早急に把握したいという答弁もありました。このような現状も含めて、町民の方々の声を聞いて、これからのまちづくりに生かしていく必要があると思いますが、このアンケート調査について、あらためてどう思われますか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 町民の生活実態につきましてはですね、午前中の答弁からも何回かさせていただいておりますけれども、まずは職員の窓口での住民からの生の声ですとか関係団体の方々からのご意見や情報収集、そういったことをまず念頭に置きなが

ら、その中でもどうしても声なき声もあることも重々承知しておりますので、ケースによりましては、午前中の答弁のとおり調査、アンケート調査、有効なものにつきましては実施をしていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今までもアンケート調査行われているのが7件、今までアンケートを条例制定からのアンケートとして7件行っているんですけども、今回このアンケートを行うについても、まちづくり町民参加条例の規定で申しますと、その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があることを対象とする場合に該当することができると思いますという答弁の方にありましたけども、確かに条例として、アンケートを行うについては、町民の生活が大きな影響があることなど、対象があつたりしないとなかなかアンケートという部分が行えないというふうには感じるんですけども、もしアンケートをとられるのであれば、私は最後にコロナウイルスとしての生活としてのアンケートで困ったことですか不安な面という部分も申し上げたんですけども、前段申し上げたとおりですね、それと一緒に今までの訓子府に住まわれている方の生活について、例えば買い物の不便ですとか、高齢者だけじゃなくですね、何に対して訓子府に対する不便な面があるのか、またそのアイデアですとか、率直にいろんな幅広い意見を聞くような町民アンケートというような実施というのができないのかなというふうにはちょっと考えたところなんです。高齢者の方も含めて、子育て世代もそうなんですけども、そういういろいろな部分の意見を聞いて、これからのまちづくりに生かしていけないのかなと単純なアンケート、町民の皆さんに聞けるようなアンケートというのは、することは可能でしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） コロナに関らず広く町民の実態の把握のアンケートの実施についてのご質問だったかと思えますけれども、アンケート調査につきましては、その有効性もかなりあるんですけども、聞き方ですね、幅広く聞くんですけども、なかなか回答される方も答えづらいこともありますし、ある程度こちらの方で問題を明確にして仮説を立てた上できちんとした設定をしないとですね、なかなか有効な回答が逆に得られないということもございますので、まずはですね、どういった回答をいただいて、こちらが政策、施策につなげていくのかということですね、一定程度明確にした上でアンケートの実施をした方が有効な場合もあるかと思えますので、そういったこともですね、総合的に考えて実施をする場合はやっていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ただいま、アンケートの内容についてなんですけども、私としても確かに具体的に質問に対して絞って、もちろん聞かないとなかなかこう答える時にすごいページ数になったりすると、なかなか回答するのは難しいとは思いますが、最初に申し上げたとおりですね、いろんな意見で、たぶん皆さんも行政の方たちもいろんな関係団体の人とお話していると思うんですけど、結構そういう役員の方ですとか、声を届けてくれる方というのはどうしても一部の方に結構集中するようなことがあると思えますので、何もそういうなかなか声が届けれないような方たちの意見ですとか、あと子育てして忙しい方、また町外に働いているような一般のサラリーマンの方とか、そういう方たちもいろんないいアイデアですとか、町に対するどういう思いというのが結構あると思えますの

で、そういう思いももしできましたら、アンケートというかたちで幅広くできたら行っていただきたいなという思いを込めての質問でした。ぜひですね、前向きにアンケートについてもですね、前向きに考えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） アンケートはいろんな形でとっております。一番確実なのは10年に一度でございますけれども、総合計画を立てる時には全町民を対象としたアンケートをとっているというのが本当のところなんです。それから法令的に例えばやらなきゃならない。例えば今回も質問出てましたように、介護保険計画といったことについては、これはもう決められておることですからやります。それから地方創生の施策に対するアンケートとかですね、全体と部門別ということでやっております。それから各課で例えば住宅計画、道路整備計画、そういったことでの個別のアンケートをとったりしているということもありますので、これは随時状況によってアンケートの必要性をとっていかなきゃいけないというふうに思っています。それから一番私の印象深いのは、平成18年だったと思いますけれども、合併の是非を巡って地方自治法に基づく50分の1の住民の署名が集まりました。それは議会で否決した訳ですよ。ところがやっぱり時の行政はやっぱり広く町民の意見を聞かなきゃいけないということで全町民を対象にアンケートを行いました。これは厳格な開票を立会人もおいてやったアンケートがあります。そのことによって、町民が行政や議会が望んでいる合併とは別にですね、やっぱり合併は今、自立の道を探るべきだという回答がでましたし、それから行政運営に対するいろんなご意見もいただきました。ある意味ではそういう点では極めて状況によっては有効な手法だというふうに私自身は思っていますけれども、ものすごい時間かかる。それからクロス集計とかいろいろやっていくとかありますから、その点でいくと、あるいは意味では部門別の状況の政策別のやっぱりアンケートもやっぱり有効だなど思っていますので、これは力入れていかなきゃならないと。ただ、今、コロナ禍の中でやれるかどうかと言ったら緊急性の問題とか考えていくと、先ほども答弁させていただいたように、本当に低所得者、困窮世帯と思われる方々にぐっと絞り込む、あるいは片親世帯とかですね、そうした絞り込んだ中でのアンケートというのは、私は今、有効ではないのかなというふうに考えています。まちづくり基本条例もそうですけれども、今、寿都町の核廃棄物の問題になっています。町長は自身を持って、俺の肌感覚だというふうに言っています。あれが本当にいいかどうかというのは、僕は違うんじゃないかと。だからこのまちづくり基本条例や、あるいはまたアンケート、パブリックコメント、こういったことをできる限り町民参画の状況を作っていくというのが行政の努めだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、町長からのご答弁の中でもアンケートについてお答えいただきましたけれども、今回、このコロナ禍になって1年たちますけれども、我々議員の皆さんが一般質問の中でもどうしてもコロナについてという部分が大きくなるほど、やはり町民の皆さんもコロナについては、たくさん本当に不安な面とか心配な面というのが本当にたくさんあって、なかなかそういう声というのは言えない方もいらっしゃるし、小さい部分でいろいろこう伝えづらい部分もあると思いますので、ぜひ、もしターゲット絞るんであれば、コロナについてでも、もちろん町民の方にですね、聞いていただいて、今この現

状、何が不安なのかと。何が心配なのかという部分の何かこう情報の把握ですとか、それを生かすようなものにつなげていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。ぜひ、これからもまちづくり町民参加条例にのっとして、積極的に町民の方々に幅広い意見を収集して、これからのまちづくりに生かしていただきたいと望みます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 9番、仁木義人君の質問が終わりました。

ここで1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時30分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 新型コロナ感染症対策について、町長と教育長にお伺いをいたします。

冒頭、コロナでお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げるとともに、闘病生活を送られている方にお見舞いを申し上げます。

また、多くの命を守る医療従事者、施設職員に感謝と激励を申し上げたいと思います。

それと通常の業務に加えてコロナ対応にご苦労されております町職員各位にも感謝を申し上げます。

今年、国中が新型コロナ感染症にどう向き合い、どう対応するか悩み続けた一年でした。

11月には、全国的に第3波の感染が到来し、道内の感染者数は連日200人台が続き、オホーツク管内や北見地方も感染者の発生が続きました。

第2波感染を大きく超える感染拡大が続く中、国・道の対策の効果は限定的であり「Go To Travel」に代表される経済振興策と感染予防の不整合も指摘され、一部見直しなどの混乱も起きています。

我が町におけるコロナ対策も感染予防と経済支援の両面で一定の効果はありましたが、これからも引き続き、感染状況をにらみながらさらなる対策が求められます。

具体的なコロナ感染症対策等について伺います。

- 1、実施済みの各対策の効果と反省について。
- 2、町内における感染予防対策の強化について。
- 3、福祉施設等の感染予防対策への支援について。
- 4、町民が感染したときの医療体制の整備と行政支援について。
- 5、町民に平等な新たな支援策の実施について。

お願ひします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナウイルス感染症対策について」5点のお尋ねをいただきました。

1点目の「実施済みの各対策の効果と反省」についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策関連事業では、経済対策、事業者支援、感染症予防対策、情報通信基盤整備などの町として26の事業を予算化してまいりました。

既に実施済みの各対策の効果と反省でございますが、主に消耗品・備品購入および衛生環境整備等を除く、経済、事業者等の支援を中心にお答えさせていただきます。

まず、1人5千円の商品券を全町民に配付しました「元気なまちづくり商品券配布事業」では、発行総額2,492万2千円に対しまして、使用総額が2,383万2千円、換金率は98.5%でした。

次に、経営継続支援事業では、春先の、現在より未知であった新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きく影響を受けた飲食、宿泊、観光業の事業者に対して、19件、570万円。さらに農業以外の全業種に拡大した経営継続支援事業（業種拡大）では、55件、総額2,090万円の支援を行いました。

また、商工会が行う飲食店等支援事業では、プレミアム商品券事業と共同広告事業に21万円を助成。

新型コロナウイルス中小企業特別融資保証料補助金では、4件の申し込みがあり、17万8千円の支援を行いました。

プレミアム付商品券発行事業補助金では、発行対象者4,816人、発行総額5,779万2千円に対し令和2年12月1日現在701万4千円の換金額となっており、年末年始に向けて、今後利用が増えると思込まれます。

これらの財源を講じたことにより町民の生活支援と景気浮揚等の効果につながっているのではないかと思います。

他にも、学生応援ふるさと小包事業では、81件の町外で生活する学生に対して訓子府町の特産品等を贈り、生活支援とふるさとの暖かさを届けました。

また、日本赤十字病院新型コロナウイルス対策支援金交付事業として、北見赤十字病院に対して100万円の財政支援を行い、PCR検査装置の導入、ICU病棟の陰圧室の整備など感染治療の充実に役立てていただきました。

なお、総じて、現時点で目立った反省点はないものと考えております。

2点目に「町内における感染予防対策の強化について」のお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した特別措置法に基づく各種対策を訓子府町ホームページをはじめとして広報紙などでお知らせしているところであります。

特に、11月を契機に第3波ととれる感染が札幌市以外でも拡大し、北海道が独自に定める警戒ステージの引き上げや特別措置法に基づく「感染リスクが回避できない場合の不要不急の札幌市との往来の自粛」や国の分科会で感染リスクが高まる「5つの場面」の回避が示されたほか、「札幌発着のGoToトラベルの一時停止、自粛要請」「GoToイートの道内全域の販売停止、5人以上の団体利用の使用停止」など行動自粛を求めたことなどにより、町内では飲食店を中心とした経済活動や町民生活に大きな影響を与えていることも事実であります。

道内全域に感染が拡大し、さらに集団感染も全道各地で発生している状況を鑑み、学校等における集団感染防止対策の強化など、今後におきましても、北海道と連携した感染予

防対策に努めてまいります。

3点目に「福祉施設等の感染予防対策への支援について」のお尋ねがございました。

昨年12月以来、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の蔓延に、町内の社会福祉施設等においても消毒液やマスクの用意、面会制限も含めた感染予防対策など、特に春先には大変な思いをしていたと聞いています。町でも何度か不足物資や対応の確認をさせていただき、万が一、感染者が発生した場合の施設内消毒における防護用ガウン提供の約束等をしてきましたが、これまで感染者が発生することなく、それぞれの施設で職員が中心となり感染予防対策に努めていただいているところです。

その後、国からマスクの提供や感染症対策にかかる経費に対して支援事業を受けているほか、有志の方々からのマスクや消毒液のご寄贈をいただいております、これまでに業務に支障が出ることはなかったと聞いております。

それぞれの社会福祉施設等には、今後も状況を確認し適切な支援に努めていきたいと考えております。

4点目に「町民が感染したときの医療体制の整備と行政支援について」のお尋ねがありました。

発熱や咳などの風邪の症状がある場合は、まずはかかりつけの医療機関に電話で相談し医師の指示に従っていただくこととなります。かかりつけの医療機関がない場合は、これまでの「帰国者・接触者相談センター」から変わった「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」または「北見保健所」に相談していただいた後、受診していただくことになっております。

その後、万が一感染が確認された場合は、オホーツク管内に4か所あります感染症指定医療機関に入院することになりますが、管内での感染者が多くなった場合は、指定のホテルやご自宅において療養することも考えられます。

また、感染症指定医療機関として大変なご苦勞をいただいております「北見赤十字病院」には、定住自立圏域の1市4町で支援させていただくこととなり、本町からも先月100万円を交付しております。1市4町で総額3,500万円を北見赤十字病院では、PCR検査装置の導入、入院病棟のWi-Fi整備、ICU病床の一部を陰圧室整備に活用されることのご報告を受けております。

新型コロナウイルス感染症の今後の状況によりましては、支援の追加や方法の検討が必要であると考えております。

5点目に「町民に平等な新たな支援策の実施」についてのお尋ねがございました。

町としましては、これまで、元気なまちづくり商品券配布事業やプレミアム付商品券発行事業といった町民の生活支援や経営継続支援事業、中小企業特別融資保証料補助金事業などといった事業者の支援の他、感染症用予防対策やリモート授業の対応など幅広く住民に対する対策を行ってまいりました。

それぞれの事業実施にあたりましては、公平性には十分留意して進めており、今後につきましても、町民の生活、経済への影響等さまざまな状況把握に努め対応してまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） それでは、引き続き再質問をさせていただきます。

実施済みの施策、感染防止面、経済支援面の一定の効果が私もあったと思います。ただし、みんなが感じているように効果はやむを得ませんけども限定的であり、単発的なことは否めないで、引き続きの対策が必要だろうと私は考えております。状況が好転するまで繰り返し、あるいは新しい対策を講じることが必要であり、正直言って何となく感じるコロナ慣れというような足踏み感も感じる中、ただいまよりいろいろな視点から質問をしてまいりたいと思います。

2点目の感染予防対策の強化についてでございますけども、先月に入りまして、第3次感染が到来しまして、道内でも感染者数が200人台をはるかに超え、200人台の後半だとか、一時は300人の大台を超えるということもございました。特徴的なのは、若年層から私どものような中高年層に広がり、結果として、重篤化が広まり、最近では北海道でのお亡くなりになる方が二桁、一桁でも多い方という日が続いており、はっきり言って、全国ワーストレベルになってしまったなと思って心配をしております。特に、1,800余りあると言われていたベッド、入院ベッド、実は全部用意されていないそうですね、用意されていないものを除いて、分母にして、今の入院者を見ると70%台後半、もう8割に迫ろうか、ひょっとしたら超えているかもしれません。そういうような状況。それと39号線で直結の旭川市では、ご存じのような命を守る拠点でのクラスターが残念ながら発生しております。これを受けて知事は昨日だったでしょうか、短期集中期間を今月の11日までとされていたのを2週間延ばして、クリスマスの25日までと延長をされました。

さて、さっきも言ったように、ちょっとコロナ慣れした感が私にもあるし、世の中全体に少しある。でも一方では危機が迫っているという状況で、3密防止、ソーシャルディスタンス、マスクの正しい着用、消毒、体温管理等の効果はあらためて再確認する必要があるかと思えます。そういった意味で、常に絶え間なく、リーダーであり、町民のお手本でもある役所の方からですね、正しい情報を適時に発信することが大事だと思いますけども、集中的にPRを、別に紙だけじゃありません、折に触れてやられるということのご予定、または実施されているならされているでよろしいんですけども、お聞きをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、コロナウイルス感染対策について、町の対応というか、町民への対応ということでご質問いただきました。現段階では答弁でも申し上げたとおり道の特別措置法に基づく対応については、広報紙等々でお知らせをしているところでございます。ただ議員言われるように、昨日ですね、急遽12月11日までの期限を25日までにするということと、内容についても少し拡充というかですね、規制を強めた部分で、実は明日の夕方に道の対策本部があるということで、現在、町の方には意見照会が来ている段階でございます。これを受けて町としましては、さらに議員も言われたように感染が拡大しているということもありますので、従来通り今年の4月、5月には実施しておりました、さまざまな媒体を使う広報を実施していきたいというふうに思っているところと、特に、SNSではかなりホームページ等も新しくなりまして、それについては絶えず状況の変化に応じて対応しているというところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 特に若い層が軽症、無症状の中で活動しなきゃならないということですから、知らぬ間に感染が広がっているという面もあろうかと思います。SNSなど、私は使いませんが、若い人は非常に感心で使いこなしてますんで、あらゆるメディアを使って引き続きお願いをしたいと思います。それでは身近な話をしたいと思います。我が町は地政学的には北見市の近郊に位置して通勤、通学にお互いに通い合う方も多ございます。北見市ではご存じのように、小規模とは言いながらクラスターが発生して、もう北見までコロナウイルスの魔手は伸びてきているのかなと心配しております。町は町民の命や生活を守る本来の仕事がございます。それで役場庁舎はじめ、消防、公民館、スポーツセンターなどでは最近、新式の体温測定装置が設置されましたけども、設置箇所とその場所を、場所をというか、すべてと言ってもらえればそれが一番いいんですけども、手短かに教えてもらいたい。私どもこうやって用事のある度、公務のある度に、あそこで測る訳ですけども、毎回、Lowと出るんですね、Lowで結構なんですけども、これが37.5度以上あったら、むしろ困るんですけど、そして今日はですね、32.3度と出ました。人によると外から冷たい額で測るとそうやって出るんだよねっていう話だと、訪れる人は外からですから、果たして有効なのかなと思って急に心配になっております。その改善、点検も含め、体温計の設置関係について教えてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、検温計というかですね、の設置の部分でご質問ございました。まず社会教育施設、公民館、スポーツセンター、図書館、ここには設置してございます。それと役場庁舎、1か所は福祉保健課の入り口というか、それと北側の職員通用口というか職員の入り口、それと正面玄関ということで、計6か所程度の部分を設置してございます。それで体温計ということで議員の方からご質問ございましたけども、あくまでですね、検温計という表現、表示なんです。ですから、表面の温度を測るだけですので、体温としての正式な温度ではないということは理解していただきたいというふうに。それでどうしても長い間、長い間というか、ずっと外にいられる方が、例えば僕毎朝役場歩いてくるんですけども、歩いてきて、そこに測ると議員言われるようにLowの表示です。1回、更衣室に行って、ここをこう当てて、そして戻ってきて、もう1回測ると言われるように32.3度、体調的にもほとんど問題がない、ですから、あくまで検温という認識のもとに置かせていただいているということで、そこでもしかして気付いて自らの体温が高いんじゃないかと気づいた時には、新たに通常の脇の下に入れる体温計で測っていただきたいということで、そういった意味では注意喚起も含めた中で置かせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 検温器のことについてはわかったようなわからないような気が今でもしてますけども、一つのきっかけになればということでございます。もしちょっと心配なような来客者が来たらガンタイプの額に当ててピッと測るやつなんかも少し用意されたらどうかかなと思いますけども、今後の対応に期待したいと思います。

さて、今言った体温計なんかもそうですけども、役場いろいろ対応はされてますけども、ちょっと残念な感じもすることもあると。過去ですね。例えば開基100年記念式典、

にぎにぎしく開催されましたけども、受付に行ったらもう凄い混雑でしたね、ソーシャルディスタンスどころかもうぐちゃぐちゃでした。はっきり言って。あれ、外からお客さん呼ぶのにこんなんでいいのかなと思いましたが、まあ過ぎてしまいましたから、あれですけども、これからのいろんなことに活かしてもらいたいなという印象は持ちました。あと入口からの進路に足形を設定している施設があったりなかったり、注意喚起の掲示も字が小さい、もう少し大きくした方がわかりやすいのになとか、非常に細かいことを気付く性格でよくないんですけども、いずれにしてもきめ細かいことも含めて、緊張感と効果の持続を狙っていくことが今一番求められてるのかなと思って、たまたま感じたことを例として述べました。住民サービスの殿堂である行政機関と職員や関係者を感染からしっかり守り、ひいては住民サービスを維持し、町内から感染を極力出さないという対策の要です。それでもう一度、今行われている対策を総体的に早急にサッと見直して不十分なところは手当てしていくというような、現状のままでいくのか、今すぐもう一度見直すのか、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、議員の方から種々ご指摘も含めていただきましたので、そういったことも含めてですね、新たに、おそらく12日から新たな対策期間ということでございますので、議員の言われるところも含めて見直しに向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） お願いします。これ別に役場だけがするという意味じゃないですからね、役場がすることによって、町民に伝わり、我々も協力しながら町ぐるみでということですので、ぜひとも今、課長が答弁されたようにステージが少し上がりかかっている北海道の状況に鑑み、よろしく点検対応をお願いします。

また話題が変わりまして、すべて感染予防ということでもあります。役場はもう常日頃から、町長以下職員、町民のお手本たらんとして精励されていると私は認めておりますけども、このコロナ禍にあって、町民の皆さんの注目、それとか飲食業を中心とする苦しい思いをしている皆さんの祈るような思い、視線が役場に集まっていることも事実だと思います。それで従前から行われている役場職員全体や親睦会というんでしょうかね、職員親睦、課内の忘年会、新年会等の開催について、このご時世下でやっぱり統一感を持って対応が必要だと思いますけども、何か総務課の方で基準のようなものを設けますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、さまざまな部分で町の職員の対応について、基準的な部分ということでご質問ございました。現段階におきましては、町の公式行事、飲食を伴うもの、これについてはすべて中止だということで町長挨拶の中で触れていただいたと思います。職員の部分でございます。職員の部分でいくと、例年やっている1月の5日に新年交礼会ということで、新年交礼会じゃないですね、職員の新年交礼会をやっているんですけども、そこは中止させていただいて、それで今回、先ほど申し上げた新しい基準の中で一つ、自宅を含む飲食の場面において、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える。同居者のみの場合は除くという要請が、自粛の要請がありました。これの部分の前後の部分というのは、まだ検討してございませんけども、そういった意味では、おそらく1月1

5日までの期間でございますので、先ほど議員言われた忘年会、新年会、クリスマスパーティー、そこらの部分が期限としては枠に入ってくるというところでございますので、そこはこれを真に受け止めると、4人までの部分しかできないこととなりますので、そこは経済対策も含めてですね、両立できるような対応も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） なかなか厳しい状況だなと思って、あらためて今、聞かせてもらいました。

次に、成人式について伺います。

行政報告で町長は、また今は課長の答弁で、公の行事は中止するというので、これは非常にこのご時世ですから理解はされるのかなと思います。成人式については、町長、行政報告の中で開催については言及されませんでした。私が思うに成人式は人生の一大節目の式典であります。我が国では連綿と続く伝統の意義深い重要な儀式であります。これは武士のですね、子どもの何て言うんですか、頭の結から大人の結に変わって、大人になるという儀式はもともとずっと下の年齢であったのが、ずっと我が国では続いており、大人になる自覚を作りながら社会に入っていこうという決意をする大事な式典だと思っております。残念ながら札幌市等々では早々と中止が報じられまして、何となく行政都合が垣間見れた、私は残念なことだと思っております。徹底した予防対策、3密を避ける設定、内容の工夫で私的には開催できるんでないか、開催してほしいなという思いがあります。ただ、参加者の多くは道内外から来られるはずなんですよね、地元の人あまり少ないかと思っております。そのときに、やはり訓子府、最低でも式典に臨まれる時点では非感染者のお墨付きがほしいですね、町民の考えからいったら。これらも含めて教育委員会の対応はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、成人式の開催のことについてのご質問がございました。

訓子府町におきましては、今年度の成人式につきまして、基本的に実施に向けて準備を進めております。これにつきましては、あわせて近隣の状況をご説明しますと、よろしいですか、それで感染予防の対策の関係でございます。今回ですね、対象者は59名、60名弱とみておりまして、今これから案内、そして出席とりまとめをしますが、およそ50名を超える新成人の方が来られるのではないかと予想しております。あわせて、来賓、または保護者等も含めてですね、現在、公民館の講堂で密を避けるための収容力、130から140と見ておりますが、その範囲の中で挙行できるということでの準備を進めております。肝心のいわゆる成人者の感染予防の、いわゆるお墨付きというんでしょうか、それにつきましてですけども、出席者、新成人の出席者の皆さまにはですね、約2週間前からの、いわゆるご自身での検温等の健康管理の協力をお願いをすることと、合わせて本人の判断における自制といいますかね、自粛と言いますか、そのようなことでの自覚での行動をお願いをすることとしております。あわせて当日の検温も当然でございますし、状況によりましてはですね、例えば会場を保護者を別の会場になるとかですね、あと写真撮影についてはバラバラとかね、バラバラというか、男女で分けるとか、ちょっとそのようなことも含めまして、状況により対策をより強化して実施していきたいと考えておりま

す。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） おおむね私の考えと合致してますんで、ちょっと安心をしましたし、成人の皆さん、親御さんの皆さんも、まだアナウンスしてるのかな、されたら安心するんでないか、これされているかもしれませんが、早めにしないと晴れ着の準備とか航空券の用意とかいろいろありますんで、対応を早められますようお願いをしておきたいと思います。それと当日の検温はぜひともガンタイプか何かでデジタルに数字が出るように、Lowだとか32.5度なんていうことのないように、それはレンタルでもしながらでも対応をした方がいいかなと、余計なことを思っております。

次はですね、予防関係の最後になりますけども、子どもたち児童施設の感染予防の観点から、非常に重要だと思っておりますのでお聞きします。先の休校措置では、私が声を大きく言い続けておりますけども、感染が喫緊の状態でもないのに、都市部に迎合し休校しその結果生じたことは、簡単に言うと、たくさんここに書いてありますけども、時間がないので、心身への弊害が顕著だったと私ではなく、多くの専門の教育学者が指摘しております。インターネットをくぐれば、もうすぐ出てきますので、教育長も知っているんじゃないかなと思いますが、また多くの父母もコロナのストレスに加えて共働きのもと、家庭生活の維持に大変苦慮し、大きな違和感を感じたと当時からも言っておりました。ぜひですね、ずっと落ち着いてからでいいですけども、この休校措置に対する検証を落ち着いてからお願いをしておきたい。答弁はいいですね。

さすがに文科省、あの頭の固い、私、教育長をやっても本当に嫌だった文科省。その文科省においてもですね、前回の休校措置は相当反省をしたようで、11月27日、萩生田文部大臣は第2次緊急事態宣言が出て国として休校を指導しないと。ここからが大事です。地域一斉の休校は子どもたちの学びの権利保障や心身への影響の観点から限定的かつ慎重に判断すべきと。まあ久しぶりに文科省をちょっと見直したんですけども、明快で見事な見解を示されたところであります。最終判断は学校設置者が行うのですけども、教育長の今のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 集団活動の場である学校におきまして、国や知事の要請によって2月末から実質5月末までの間の長期間にわたって全道ならびに全国の一斉休校を行った訳でございます。6月の議会の中で山田議員の方からもご質問もあったように、私自身はその時点ではやっぱり新型コロナウイルス自体の特性や実態、さらには医療的知見なども明確ではなかったというところで集団の活動の場である学校において、集団感染を行わないように子どもの安全や健康を守る観点から一斉休校をやったということは、やむを得ない措置ではなかったかというふうに私自身は思っているようなところでございます。今、山田議員おっしゃったように、その後さまざまな感染の事例を検証しながら国や北海道も、国で言う感染予防に対するマニュアルというのが、その都度出されているんですけど、その中でも学校内での感染が極めて少ない、事例的に。そういうところの観点と若年層の感染も重症化しないということも含めた中で、やっぱり生活圏域の中における感染の状況を見ながら行うことが、一斉休校の場合ですね、という見解も出されて、先ほど議員おっしゃったように、子どもの学びの保障の観点から一斉の休校というのは、やっぱりなかなか

難しいのではないかというふうな見解を示されましたので、それらも含めて生活圏域である北見も含めた中の感染状況を見ながら最終的には判断していきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） めったに良いこと言わないんですけどね文科省は。実に明快ですきっとする見解を示されましたので、それを参考にしながら地域の状況を鑑みてということですから、それ以上、私も言うことありませんので、お願いをしたい。

それでは3点目の福祉施設に対する感染予防の支援についてですけども、もうちゃんととされてます。私も知ってますけども、されている感染予防の対策はされてます。資材もおおむね行き渡っているというか、入手されて対応されてます。それで結構なんですけども、私はそれにかかった経費、感染予防の特化という、特化した支援をしてほしいなという思いで質問した訳ですけども、回答ではおおむね、何て言うんでしょうね、この感染ということの点に関してだけで苦しんでいる訳ではないというような回答もありましたので、一定の理解もしましたので、状況の変化に対応して、これからもお願いしたいということだけ言って、次に移りたいと思います。

4点目、先の議員さんの質問でもありましたけども、町民が感染したらどうなるんだろうということでもあります。感染という起きてほしくないことが起きてしまっただけからでは、後手後手に個人も家族もなっていくのが目に見えます。ある町民が不幸にして感染したら一定の回答ありましたけども、今までね。個人の病気だから基本的には家族で対応しなさいと言うのかね、行政が連絡調整だけでなくて親身になって北見市や市内の医療機関との連携のもと、助けてくれるのか。分かりやすく言うと。もし助けてくれるとしたら、簡単なステップを、簡単なステップで、教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） もし万が一、町民が新型コロナウイルスに感染した場合、どうなるのか、家族で対応するのか、助けてくれるのかということなんですけれども、まず町長のところに総合振興局から連絡が入ったり、保健所からも連絡が入るんですけども、その時点では個人名までは、こちらに情報がきません。従って、こちらから何か支援をしたくてもできないというのが現状でございます。もし万が一、ご本人から苦しいから助けてほしいとか、こういう場合どうしたらいいんだとか、そういった相談がある場合には、喜んで支援をさせていただきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 時間なくなると焦ってくる。非常に大事な点が今はじめて、私も耳にしたし、皆さんも聞いたのかなと思います。確かに、そのことをです、事前に町民に伝わっていないと、喜んでお手伝いしますということは伝わらないんじゃないでしょうか。ここまで私が言ったら先ほど聞いたPRや情報提供の中で適切に対応されると信じておりますので、お願いをしたい。

一方、感染したんだけど無症状とか軽症の人いるじゃないですか、都会なんかでは、軽い人はホテルを貸し切って、北見市でもやっているのかな、一定期間入ってもらって、食事を届けたりどうこうという生活支援もされているようですけども、先ほどは感染して発病して入院する人について聞きましたけども、このような方もやはりSOSを出さないと

わからないということなんでしょうかね、そうであるならばやはり、このサポートの内容とその先へ進むステップを教えてください。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 無症状の人でホテル療養だったり、そういう宿泊療養所に入っている方などについては、原則、市町村の職員が対応することはできない状況だと思われま。そういった方には、毎日、医師だとか看護師の状況確認だとか、保健所が毎日確認をするということになると思います。ホテル療養もできない、または事情によって自宅療養をする方が出てくるかと思われま。そういった方については、主なサポートは保健所になるんですけれども、保健所がずっと付きっきりでということにはなりませんので、そういったところでは保健所の後方支援といいますか、一緒に町の職員として、その方の必要とされることを考えながら、一緒に対応していきたいと思われまので、そういったステップになるかと思われま。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） よくわかります。わかりますし、そういったことをだから事前に伝えておかないと、家族も本人もパニックりますよね、ぜひお願いをしておきたい。

町民に平等な新たな支援ということでありまして、ここで言っている、5点目で言っているのは、直接平等という意味ではないんですよね、広く町民に平等性が担保できるような支援、例えば一番はやっぱり感染予防なんですよね、感染予防。その観点で、このほど、今日ですか、追加補正の提案がありました30万、2回目もいいんですけどもね、あれはあれでいいんです、あれは収入減収に対する補填だと思われまからいいと思われまけれども、店の中ですら、いろんな感染予防のための設備あるじゃないですか、換気だとか、ダクトまではいいんですけども、換気だとか、これ、遮閉板だとか、消毒とか、もうされているところもあるし、されていないところもあると思うんですけど、そういったものに対して、それからの経費に対しても私は間接的に、やはり全町民に影響してくる平等性のある補助だと思われまけれども、そういうようなことはできないんでしょうか。

それともう一つは、直接町民に平等に行きわたる支援として、金券5千円もありましたプレミアムもありましたけども、買えない人の質問もされた議員もいますけども、いろんなことがあって、本当に平等かなっていうことを考えたら、感染予防に特化した資材と交換する引換券、アルコールであったりフェイスガードであったり、手洗いであったり等々、それは平等に行きわたります。そして必ずこれからも<sup>ウ</sup>ith<sup>イ</sup>コロナで使うものですよ、明日からいらぬとか、1か月にいらぬというもんでありません。そういうみんなに間接、直接、平等にわたる支援はありませんか。検討はありませんか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 1点目のお店の対策ということでの支援かと思われまけれども、商品券の取り扱いですとか、継続支援の補助出してますけども、それをやる上では、北海道スタイルが必ず前提ということで、それをやってもらうということ前提で補助ないし商品券の取り扱いということをさせてもらってますので、原則はそこでできると。ただ、これからいろいろ状況変わってより一層の対策求められたりとか、このままずっと続くのであれば消耗品とかもなくなってくる可能性はございますので、それについては状況見ながら対策をとりたいたいと思われましております。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 後段で平等というか、資材と交換するような引換券というような部分のご質問ございました。6月の2日、3日ぐらいですかね、全世帯にマスクを配布いたしました。そういった部分も含めてですね、今後の感染の状況、特にあってはならないですけども、町内での感染拡大とかですね、そういった部分が発生した際の検討として、そういった資機材というんですかね、そういった部分の配布なのか、商品券になるのかというところもありますけども、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。1分です。

○7番（山田日出夫君） 最後になります。ぜひともですね、平等ということがどうもコロナの支援もちょっと弱いかと私正直に思ってるんですね、町民も思っているようにですよ、ぜひとも両面でやってください。業者を助けることと町民を広く助ける、この両面でお願いします。

最後にですね、コロナを含めた生活困窮者の質問はお二人の議員がされてました。3人ですかね、生活保護だとか、私は準要保護世帯、ひとり親、町民税非課税世帯が頭にありますが、コロナでさらに心身のダメージを受けていると思うんですよね、それで平均的な世帯がどこになるか、私はちょっとわかりませんが、学者でないんで、アベレージ世帯との差を少しでも埋めること。ここがアベレージ、こちらが困窮世帯としたら、この差を少しでもこう埋めることも平等性の確保につながると思いますので・・・

○議長（須河 徹君） 5秒です。

○7番（山田日出夫君） ぜひ要望だけをしておいて、質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 7番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書に沿って、町長に一般質問をいたします。本町におけるドローンの活用について。

近年、北海道内の各市町村での人口減少とコロナ禍も相まって各産業の衰退が随所にみられます。新型ウイルスの発生に伴い、3密を避ける対策がとられる現状と、今後社会の一般常識としてこれが常態化していくのではないかと考えられます。過疎化が進み、行政においても人員削減も念頭にしなければならぬ時代になってまいりました。

新型コロナウイルスの発生に伴い、リモート活用やIT化、AI化がさらに進む昨今ですが、町政分野や住民サービス、農業分野、あらゆる面において、今後、遠からず必要となってくるドローン技術の導入について伺います。

一つ、役場業務のうち、現場部門でのドローンの活用は。

二つ、災害、緊急時に現場の状況把握などへの活用は。

三つ、ドローン技術の習得に関する職員教育の考えは。

四つ、J Aと協力し農業分野での活用を進める考えは。

以上、お伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町におけるドローンの活用について」4点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

現在、本町において、行政事務処理にドローン技術を活用し処理している実績はなく、現段階では導入予定時期を示すことは難しいことをまずもってご理解いただき、1点目から3点目までは関連がございますので合わせてお答えをさせていただきます。

ドローン技術活用は、前政権の成長戦略の一つとして地方創生特区に指定されている地域などで先進的な活用が検討され、撮影、防災、宅配、測量などに飛躍的に技術革新が進んできています。

議員が言われる行政事務の現場部門への活用や災害、緊急時の状況把握などは研究段階から実証実験も進められていることを聞いてはいますが、システム開発はまだ途上の段階にあるようです。

ドローン導入にあたっては、導入業務の効率化、質の向上などの効果を期待し、ドローン導入の実現性の検討に併せ、ドローン活用に係るコストを算出し、費用対効果の高い綿密な導入計画が必要となると考えています。

いずれにしても、ドローン技術導入に限らずさまざまな効果的な設備、システムが開発されていますが、これらは、あくまで本来の目的達成または課題解決のための手段の一つであり、導入にあたっては、綿密な検討をしてみたいと思いますのでご理解をお願いします。

次に、4点目の「J Aと協力し農業分野での活用を進める考えは」とのお尋ねがございました。

農業分野での活用という点では、農業技術を再構築し支援対策の検討を行うことを目的とした「J Aきたみらい気象変動に負けない農業確立プロジェクト」に北見農業試験場、農業改良普及センター、J A管内の1市2町の行政等農業関係機関が参画し、平成26年5月に正式発足しており、当該プロジェクトの輪作体系適正化部会で、小麦刈り取り時期確定のため衛星リモートセンシングの機能代替としての可能性やほ場全体の俯瞰映像、農薬散布用としてドローンの有効活用を検討し、その方向性や今後の課題について提起しております。

平成29年からはJ Aのふれあい担当各地区にドローンが1台ずつ配備され、麦作振興会からの要請で小麦の刈り取り開始前に目視で確認できないほ場の小麦の倒伏程度や雑草繁茂の状況などを確認する用途のほか、災害時に人が入れない場所での被害状況の把握に活用されているところです。

また、ドローンは無人ヘリに代わる新しい農薬散布方法として注目されており、農薬散布用ドローンは無人ヘリと比較して機体が小さく機動性に優れ、中山間地域や狭小なほ場での利用や、近年の気象状況によって防除困難な場合でも可能になるなどの利点があります。

しかし、空中からの散布は少水量・高濃度での散布となることから、その用途に対応可能な登録薬剤がまだ少ないことや、スプレーヤーとは防除効果が異なることなど解決すべ

き課題も残されているのが実情で、農薬散布用ドローンのバッテリー対応時間やタンク容量などの要因もあります。

そのため、今後の活用についてはまだ様子見の部分もありますが、農業者からのニーズに応じて、JAと連携の上検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま、町長から答弁をいただきました。何点か再質問、再々質問をさせていただきたいと思っております。

現場の業務のうち、特に本町あたりは道路の点検ならびに農道の点検、水道管の点検など、日常業務で非常に点検業務が距離的にあると思っておりますが、それらに対するの検討はしたことがあるのか、またそれらに対するドローン活用の必要はないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、道路点検、また水道点検、これらの活用をしたことがあるか、また検討したことがあるかということでございますけれども、ドローンについては、近年目覚ましくですね、発達しているということで承知はしてるところでございますけれども、現状といたしましては、直接ですね、職員が担当者が現地を目視で確認してやっているということで、使っているという状況ではございません。また今後につきましては、このドローンというのはいろいろな部分で進展してきていますので、そういうことを状況も見ながらですね、今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今のところ目視で現在はやっているということでありますが、目視でもかなり職員の稼働が必要ではないかなというふうに私は思います。それで道路や水道管だけでなく、また公園の管理、それから町有林も非常に面積が多くなっております。それから美園の町営牧場など、特に町営牧場などは広大な面積の中に牛を放牧しておりますから、そこら辺の日常のやっぱり管理に関しては、バイクを使ったり、四輪車を使ったり非常に走り回っているのが現状だと思います。かなりの人数が必要となり、常職員では足りなくて臨時も入れているような現状と思われそうですが、ここら辺の活用に有効ではないかというふうに私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、公園のほか、町有林、牧場ありますけど、公園の関係について説明させていただきますけれども、公園につきましては、一般的に町の中にあるといいますか、車が行けるという部分ありますので、広い敷地でありますけれども、直接行きやすいという部分もありまして、現状ではドローンを飛ばしてまでということには当たりませんのでご理解願いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 続きまして、町有林および牧場とかで活用の検討をしたことがあるかと。そういったご質問に対する答えですけれども、町有林に関しては、まだ未

知数の部分あります。ただし、うちの職員とかが研修会に参加して、森林の施業にドローンが使えないかというような研修会にも参加してございます。一足先に北海道ではそういったものができないかということでドローンを導入して、その用途について検証をしているような段階です。私どもも現場を町有林で測量する時とか、そういった部分にドローンが使えないかと。そういった部分、内部の検討したことございます。ただし、まだドローンを飛ばして、山の中ですから、GPSの位置情報を引っ張る時にそこまで4Gの電波が来てるのかとか、そういったことで正確な測量ができないと。そういった部分であるとかで、なかなか、今は歩いて測量と、座標点を背負って測量しているんですけども、そこら辺は精度にはまだ及ばないかなというような分析をしております。

続きまして、牧場の部分ですけども、2点ぐらい活用の方向性があるかと考えておりますけども、一つは、牛に食べさせる牧草の生育がどうなっているのかと。どれだけ牧草地に雑草が混じってきているのかと。ドローンじゃなくても、ある面、把握できる部分はあります。それともう1点は、先ほど議員のご質問にありましており、牛を追うのは現状バイクとかで集めて追っております。それをドローンで追うということで、現在のところドローンで赤外線を動物に当てて、そこを追っていくというようなかたちで、相手をトレースして追うようなかたちなんですけども、その時に牛での実験はちょっと実例があるかどうかはわかりませんが、熊とか鹿をそういった追えるのかというのは、もう実際やられております。試験は。ただし、いろんな音を出して追っても、あまりドローン自体の大きさとかもあって、効果的に追えるということまでは、まだ至っておりません。だから先ほど言った牧草の生育状況の把握とかでは、使える部分があるのかなと思いますけども、何回も、その時、その時の生育状況をドローンのカメラで撮るのは可能なんですけども、それを牧草の葉色、葉っぱの色とかでどのぐらいというような分析をしてから生育の良い悪いというような部分を分析していかなきゃならないと。だから、ただドローン飛ばしただけでは、そういったことはできませんし、そういった部分のコストというものも考えながら、今後に向けて導入できるのかどうかということを考えてまいりたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、農林商工課長から町有林、それから牧場の件、お聞きしましたが、まだとっかかりかもしれません、研修会等に参加して将来使えるような方策を探っているという段階かと思えます。また、牧場に関しても、どれが有効かというのは、ある程度の実績を踏まないと、なかなかそれがわからない現状にあると思えますが、やっすぐ効果を果たせるかということも含めて、やっぱり今から準備をして、ぜひとも将来につなげていただきたいなというふうに思います。その中でドローンに関しましては、子どもたちが持っているようなドローンもありますし、個人で買って使っているドローンもある。いろんなことがあろうかと思えますが、ドローンはライセンスがいるのか、それから行政で仮に使うとしたら、どれぐらいのものなのか、一体全体もうなかなかはっきりしません、今のところね。そこら辺の価格の面だとか、それからライセンスはどんなライセンスが、航空法のライセンスがいるのか、車の免許でいいのか、そこら辺の情報がわかれば、お知らせ願いたい。

○議長（須河 徹君） 西森議員、挙手の前に議長発言をお願いします。記録に残らなくなりますので、よろしくをお願いします。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ライセンスというものについてのお尋ねがありましたのでお答えします。ドローンといってもいろんな幅広くありまして、私の専門と言ったら農業用ドローンなんですけども、それに関してもリモートセンシングって、先ほどの牧場の生育の草の状況とかをただ撮影する用途、農薬を散布する用途、肥料を散布する用途とか、そういったことでライセンスや許可が異なってきます。基本的に普通にラジコン感覚で家のところで飛ばすと。ただそれだけというようなことだったら、ドローンを飛行してはいけないという場所のルールというのはあるんですけども、基本的にライセンスとかは不要になっております。ただし、農業用ドローンとなってくると、農薬まいたり、いろいろな部分出てきます。基本的に申し上げますけども、今、免許制ではありません。ただし、ドローンを作っているメーカーとかで、ドローンの飛行の講習会と、技能を学ぶような場所ですね、その講習を受けることが一つの前提条件となっております。ただし、それを絶対に受けなければならぬということではありません。あと、先ほど牧草の話为例に挙げましたけども、そういったただ、上から写真を撮るだけというようなことであれば、届け出とかも必要ありません。もう少し申し上げますと、農薬をドローンでまくと。そういった時にちょっと許可が必要になってきまして、その許可というのは、国土交通省で行うものです。基本的に農薬をまくというのは、危険なものをドローンに運ばせるというような要素と、ドローンからものを投下するというようなことが許可の対象になってきます。だから、農薬をまく時に何月何日にまきますというのは、航空法の届け出というのが必ず必要になります。ただし、農林水産省の方の届け出というのは、基本的には、事故をドローンで操縦して起こしたりとか、そういったことでない限り届け出る必要もありませんし、ただドローンをどこかにぶつけたというような事故報告は国土交通省に、農薬の散布で事故を起こした、農薬起因のものというのは、農林水産省に届け出をするようなことになっております。

価格が抜けておりましたので、補足します。本当にピンキリです。農業用ドローン、農薬を散布するというような部分であれば100万円前後、そういった部分で100万円よりかなり安いものもあれば150万、200万に達するものもあります。ただし、農業用じゃない、ただの趣味の部分とか、撮影するだけのドローンとかいうようなことになったら、10万、20万とかもっと安いものもあろうかと思っておりますけども、詳細まで全部は把握しておりません。

以上です。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっと若干補足、ライセンスの関係です。今、国交省の部分で当然、許可制になっているというところですけども、2022年からライセンス制度になるということで、これは詳細はまだわからないんですけども、言えば免許みたいなイメージです。今は有視界飛行と言いまして、必ず目に見えるところでないと飛ばせないと。ですから遠くに飛ばして自動的にとかいうことは今できない状態なんで、ライセンスになったらどういふふうになるかというのは、今後の検討課題ということでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、非常に詳しい説明をしていただきました。価格の面から、それからライセンスの面からお聞きしましたが、やはり国内でも今使い始めたという、特に都会ではいろいろ山に持って行ったり、海に持って行ったり、いろんな活用されている、工事現場に持って行って活用されているというのは聞きますが、特に北海道あたり、網走管内あたりでもそんなに使っているところもまだないという状況なので、データをいろいろ集めていただいて、今後活用できるところは活用し始めていていただきたいと。そのうち絶対これ必要になってくる機材だと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

次に、災害、緊急時に現場の状況把握などへの活用に関しての再質問であります。本町は非常に比較的災害の少ない町であります。大雨が何回も出る訳でもないし、大風が吹く訳でもない。海のそばでもないし、非常に風光明媚でいいところです。知られないというのが一つ難点なんです。その本町にあっても、やはり何かあった時に、災害があった時に全体像をこう上から見られる、ドローンで撮影すると見られる利点というふうには私は思うんですが、これはいかがでしょうか。

それから、それをやる行政の側として、かなりの時間短縮にもつながって、職員の数でもある程度限られている中、非常に有効な手段というふうには私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今ドローンの使用の関係で災害時の部分のお話いただきました。確かに議員言われるように、近隣、北見市なんですけども、28年災の端野から常呂にかけて、死者も出るような災害がございました。それを契機に北見市では、各自治区に4台設置したということで情報はいただいております。ただ、ドローンで撮影用のドローンだと200gとか300gの機体なんで、風吹くと飛んで行ってしまいます。ドローンをドローンで捜索するんじゃないですけども、そういったこともあるんで、悪天候では、特に災害時の本当の風吹いたり、雨降っている段階では飛ばすことがまずできないんじゃないかというのが1点。ただ、要するに雨が終わって被災状況を確認するとかですね、そういった部には使うということで、2011年ですか、東日本大震災後も逆に言うと放送設備もありますので、避難の勧告というかですね、飛ばして勧告する、津波の状況の時ですけども、そういったものでも準備をしているということでございます。そういった意味では議員言われることももっともでございます。ただ、本町においても議員言われるように今年警報が1回しか出ないとか、去年は警報0とかですね、特に雨の部分は減ってきているかなというのと、人災を伴う災害というのは、私、役場に入ってから一度もないということもございまして、そういった意味では費用対効果も含めてですね、さまざまな部分にどう使うかということも含めてですね、今後検討が必要かなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） さらにですね、緊急時、これ交通事故、交通事故は災害の一つですが、どこでどんな大きな事故があるかわかりません。これ緊急時、救急車出動時にやっぱり交通がかなり大きな事故が起きたと。道路がふさがってしまってドローンの活用が必要だということになれば、今、課長が言ったように、例えば北見市のドローンを借りるとか、そういう事態も発生しないとも限りません。将来的にやっぱり消防と連携をして、そういう災害の想定はしてるのか、してないのか、まず消防との連携があるのか、ないのか

を聞きたいのと、それから災害時のドローン活用の例として、北海道で上士幌町が非常に国と連携をしまして、今年大掛かりな災害訓練をしました。森の中に災害者を想定して、全然人がわからないようなところに災害者を置いてドローンで探すというようなものでしたが、非常にこれ国も何かの時に大変だということで、上士幌町とタイアップしてやったというテレビ報道を見ましたが、非常にこれからの先を見ると人口が減って行って、何が起きるかわからない状況の中で搜索だとか災害対策をしなきゃならんというものに有効なものだなというふうに私は感じましたが、この件についてお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、2点ほどいただきました。

まず、消防との連携でございます。特に交通事故の部分でございます。交通事故については、今、一斉指令のシステムがもう既に10年来になりますかね、交通事故で例えば救急車を呼んだよとなると、各担当にですね、メールが入ります。そこの位置も含めてメールが入りますので、それをもって、ちょっと担当変わってあれなんですけども、交通安全の担当の方が現場に急行いたしまして、状況を確認する。議員おっしゃられているところで言うと道路状況が混雑して車が通れないとかですね、そういった部分については、うちの町ではほぼ、ほぼというかですね、あり得ないかなというふうには感じております。

それと2点目にあります上士幌町の災害訓練というかですね、搜索の部分、これはちょっと何年前かは忘れちゃったけども、トムラウシで登山者の被害というかですね、死者が出て、多くの、ツアー会社の問題もいろいろあったという事件があったということがありまして、そういった環境にある町だというのがまず第1点かなというふうに思います。上士幌も同じく先ほど申し上げたとおり28年災の時にひどく被災を受けたということで、その後にドローンを配備したということが聞いております。

加えてですね、災害時の救命活動をする部分というのが当然、自衛隊が多くを、警察も含めてですけど担うということなんですけども、美幌自衛隊の部分にも平成元年の7月からドローンが配備されて、これは災害用ドローンということで、当然、うちの町でどのぐらいの搜索活動があるかという問題ありますけども、北見市も含めて、美幌自衛隊の管轄の中ですので、そういった部分では美幌自衛隊の部分が活躍を要請する等の部分が今後あるのかなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 交通事故、それから消防との連携に関しては、課長の説明で大体わかりましたが、将来に向かっては、やっぱり担当する人員が減るという意味合いでは、有効な手段というふうに私は思いますので、検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、ドローン技術に関する職員教育の考え方の再質問ですが、今、ドローンを学ぶ大学があるというのをご存じでしょうか。あるそうです。即戦力を育成する目的で作られたそうです。やっぱり我が町、訓子府町もドローン技術を習得した職員がいるとは思いますが、何名かいてもいいのではないかとこのように思います。これ現在、ドローン技術を習得している職員がいるのか、それから何名か育成して習得させていいのではないかとこのように思います。いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、議員が言われましたドローンの技術を学ぶ大学があるということは、ちょっとこちらも把握しておりませんでした。

あとですね、職員の研修といった部分では、先ほど私が申し上げた道の研修会とか、あと訓子府にあるホクレンの実証農場、そこでもドローンの実施を含めて研修という飛ばす研修ではないですけども、そういった部分の取り組みがやられています。実際先ほど牧場の話をしましたけども、牧場においても道の整備課が災害の状況の把握とかで振興局でドローンを持っておりまして、それを牧場で試験的に飛ばして、あと職員の操作の研修もしたりということで、つい2か月前に美園の牧場でそれをやった経過がございますし、その時にうちの課の職員も若干ですけど、実際に飛ばしてやってみるというような体験をしております。把握しているものはその程度でございます、だから議員ご指摘の通り、今後そういった職員の研修という必要性は感じておりますので、そういった機会があれば利用しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これドローン技術は非常に、もっと簡単に飛ばせるのかなと思ったんですが、結構やっている人に聞くと「難しいよ」という話でありました。私が見ると今ここにいる職員の方々が誰が講習受けても飛ばせる人たちばかりだろうなという若い人たちばかりなので、ぜひとも何名か研修をしていただいて、ドローン技術を学んで何名かいただきたいなというふうに思います。その人たちがやっぱり核となって、他の部署や職員、それから町民へ教えられるというようなことも必要でないかなというふうに私は思います。もしこれはやろうとするならば部署はどんな部署でやるのか、そこら辺ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、職員の育成の関係ということと、それからその担当部署というようなこととお話ありましたけども、今のところまだ担当部署をどうするか、そういった段階ではありませんので、ちょっとその辺については、答えにくいのかなというふうに思っております。今、質問にもありましたように、例えばそういうドローン技術を使って業務にあたるということになれば当然そういった技術の習得などに職員を研修等させるということは必要になってくると思います。それからドローンの導入、それから万が一の事故が起きた時の保険、そういった全体的なコストも十分検討しながらですね、やはり先端技術というのは、やはり目を背ける訳にはいきませんので、必要であれば、本来の目的を達成するための一つのツールとして、ドローン技術というのも視野に入れて今後検討していかなきゃならないというふうに考えておりますので、それと先ほど言いましたコストの問題、むしろ委託した方が安い場合もあると思いますので、その辺もトータルとして考えて今後進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これはドローン技術に関しましては、ドローンを学ぶ大学があると先ほど私が申し上げましたが、大阪芸術大学で全国初の即戦力を育成する教育をしているそうです。それから今言われましたように、今ドローン技術は必要ないかもしれませんが、やはり今後に向けて検討の努力をしていただきたいなというふうに思います。

続いて、J A、農協と協力して農業分野での活用、これを進める考えということで再質問になりますが、ドローン技術について、J Aとコンタクトをとったことはあるのかどうか、それから行政に対してJ Aからの要望等はあるのか、ないのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議員ご質問のドローン技術に関して、J Aとコンタクトをとったことがあるのかと。その質問ですけれども、その部分、先ほど答弁書の方で回答いたしました。平成26年に異常気象に負けないプロジェクトというものをきたみらいで発足させた時に、ぜひ行政も北見農業試験場も、もろもろ農業機関も入っていただきたいということで、実際そのプロジェクト自体、30年をもって発展的解散をした訳なんですけれども、その間、ドローンだけじゃないんですけれども、ドローン含めて農業現場でどういった形で使えるのかと。どういったかたち、課題があるのかというようなことで、いろんな試験をしまして、こういった課題があるよねというような共通認識を持つというような意味で、そういったコンタクトはあったと思います。今のところは、このドローンに関しては、これも答弁書でお話したように、もっぱら一番農業面できたみらいでも活用を考えたのは農薬散布で、そうなんですけれども、今のところ水稻を中心に農薬開発が進んでいて、スプレーヤーとは違って、スプレーヤーは反当たり100リッター水を落とすことで、その中に農薬も希釈されてますけれども、そういったかたちで設計されてて、作物体に幅広く付着するような効果があります。一方ドローンは先ほど100リッターと申し上げましたけど、800ミリリットルぐらいしか反に落とすような設計になっておりません。だからほとんどが水田では粒剤と言って粒の剤でありまして、またちょっと課題があるのが無人ヘリコプター、ドローンにつきましても、ヘリで回すものですから、下向きの強い風があります。だからある程度の間隔を空けて飛ばないことには、作物体を傷めてしまいますし、スプレーヤーと同じ防除効果が得られるのかというような部分があるので、なかなか難しいというようなかたちになっておりまして、今、J Aさん、私どもの認識はそういった薬剤とか、そういった散布がある程度、スプレーヤー並みにということまではいきませんが、そういった技術が追い付かないと、即現場にと、農業者にというようなことにはならないかなと思います。きたみらいさんとは10月にドローンのデモみたいなものを農家は場でやっておりますけれども、今のところちょっと忙しかつたのかどうかわかりませんが、農業者の集まりも今ひとつというような感じでした。だからそういったかたちで農協からも今のところそういった労力不足を補うものとしては、今年度盛んに推進してまいりましたGPSガイダンスとか自動操舵のシステムが一番主眼に置かれてて、ドローンはちょっと様子見というような部分があるのかなと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、課長から説明いただきましたが、スプレーヤーから見ると圧倒的にやっぱり水量から何からいって、面積からいって、活用の範囲は狭まれると思いますドローンは。ただ、ドローンを農業分野に利用するというのは、病気を上空から見つけてピンポイントでそこに止めるというような働きがあるというふうに言われております。全体に薬をかけるのではなくて、病気の発生源を止めるという働きがあるそうです。是非、そこら辺もJ Aと協力しながらやっていただきたいなと思うのと、それからだんだん農家

戸数が減ってきます。地域の農業協力体制も崩れていく中で、部落内や地域内の見回り、それから安全確保、非常に人手がかかるのに人がいなくなって面積が広くなっちゃうという現状があります。ここら辺にもドローンの技術の活用が有効かなというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでもう一つ、聞きたいのですが、農業委員会の農地あっせんやそれから遊休農地の査察など、畑はやっぱり実査する場合、非常に大変な苦勞をして農地を見て歩いているんですね、今、農業委員の委員さん方々、農業委員長いますが、非常にそういうことと土地改良や基盤整備事業に上からやっぱり土地の土層を見れる訳ですね、土の色で見分けれると、これが非常に将来的には有効だろうというふうに私は思いますし、研究機関でもそう言っております。ぜひこれらにも活用できるドローンをやったり今からこう用意して研究して使っていくべきかなというふうに私は思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（原口周司君） ただいま、農業委員会の業務の中で農地のあっせん等で現地を委員さんが実際に見て歩く。かなり労力は毎月かけてはおりますけども、農業委員さんの実際の目視でですね、現場のやっぱり畑を感触を確かめるということは非常に必要な作業でありまして、畑全体を歩いて見るということは、ふちを歩くということありますけども、たいていは中まで入るという作業はありませんので、将来的に活用できないかどうかという検討は必要性は感じておりますけども、現状ではですね、まだちょっと時期尚早かなという感じしております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 質問の2点目で土地改良、農業基盤整備事業の部分の活用はということでした。土層が見れるとかそういった部分、活用はもちろんこれから進めていかなきゃならないですけども、道であり整備課であり中部耕地出張所と連携していかなきゃならない部分あります。土地改良上そういった土層の状況というのは、さっき言ったリモートセンシングということで上空から写真を撮ると。何回ぐらい撮るのかということもありますし、土層の状況を確認するのであれば、おそらくなんですけども、ある時期に1回だけで可能かと思われま。そういった時にドローンで撮影するのは、すぐに撮影できるんですけども、衛星が一個比較対象としてありまして、衛星から画像を買った方がそういった用途では安いということもありますので、そういったドローンの利点、衛星のリモートの画像の利点とかを考えながら導入を検討してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 十分に検討を重ねていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますが、最終的に将来に向けて本町はドローン技術育成の可能性はあるのか、ないのか。それと国内の他の自治体との足並みを揃えて他町村での整備状況の把握と本町の町民のニーズがあれば一考の措置があるのか、それから先進事例の調査研究についてもどのように捉えているのかお伺いして終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、将来に向けてどのようにやっていくかという部分をいた

できました。そういった意味では、先ほど副町長からもありましたけども、あくまで成し遂げるための手段の一つということですので、そういった意味では本町が実証実験をやるということにはならないかなと思っています。ですから、例えば森林でこういうことをシステム化した。それを導入する。そのためには、職員が操作をしなければならない。その時は職員の教育をやらなければならない。その1台を導入したことで、毎日使う訳ではないです、おそらく。それで他のところをどうのようなシステムが開発されていくか。そういった部分をたまたま周りの市町村、林務系で入ってますんで、そういった意味では先ほど議員言われるように先進地自治体の状況も確認しながら進めてまいりたいというふうに思ってますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時17分